別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画		
事　項	記　入　欄	備　考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ｺｸﾘﾂﾀﾞｲｶﾞｸﾎｳｼﾞﾝ　ｸﾏﾓﾄﾀﾞｲｶﾞｸ 国立大学法人　熊本大学	
フリガナ 大学の名称	ｸﾏﾓﾄﾀﾞｲｶﾞｸ 熊本大学（Kumamoto University）	
大学本部の位置	熊本県熊本市中央区黒髪二丁目３９番１号	
大学の目的	１．教育 　個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。 ２．研究 　高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。 ３．地域貢献・国際貢献 　地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中枢的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手を育成する。	
新設学部等の目的	第7次熊本県保健医療計画（2018年度から2023年度まで）等を踏まえ、熊本県と連携し地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進、地域医療機関との連携による地域医療への貢献を目的としている。 　令和2年度から5名の医学部医学科の入学定員増を図り、地域医療において不足する医師の養成及び確保を行う。	

	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	備考
新設学部等の概要		年	人	年次 人	人		年　月 第　年次		
	文学部							熊本市中央区黒髪 ２丁目４０－１	
	総合人間学科	4	55	－	220	学士（文学）	平成17年4月　第1年次		
	歴史学科	4	35	－	140	学士（文学）	平成17年4月　第1年次		
	文学科	4	50	－	200	学士（文学）	平成17年4月　第1年次		
	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ情報学科	4	30	－	120	学士（文学）	平成17年4月　第1年次		
	（学部共通）			(3年次) 10	20	学士（文学）	平成11年4月　第3年次		
	教育学部							熊本市中央区黒髪 ２丁目４０－１	
	小学校教員養成課程	4	110	－	440	学士（教育学）	平成24年4月　第1年次		
	中学校教員養成課程	4	70	－	280	学士（教育学）	平成24年4月　第1年次		
	特別支援教育教員養成課程	4	20	－	80	学士（教育学）	平成19年4月　第1年次		
	養護教諭養成課程	4	30	－	120	学士（教育学）	昭和52年4月　第1年次		
	地域共生社会課程	4	0	－	0	学士（教育学）	平成12年4月　第1年次		平成29年度より学生募集停止
	生涯スポーツ福祉課程	4	0	－	0	学士（教育学）	平成9年4月　第1年次		（同上）
	法学部							熊本市中央区黒髪 ２丁目４０－１	
	法学科	4	210	－	840	学士（法学）	平成16年4月　第1年次		
	（学部共通）			(3年次) 10	20	学士（法学）	平成12年4月　第3年次		

新設学部等の概要	理学部							熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	
	理学科	4	200	－	800	学士（理学）	平成16年4月 第1年次		平成29年度入学定員増（10人）
	医学部							熊本市中央区本荘１丁目１－１	
	医学科	6	110 (105)	－	640 (630)	学士（医学）	昭和24年4月 第1年次		医学部医学科の今回の5名の入学定員の増員は、令和3年度までの臨時定員増である。 また、医学部医学科の令和元年度における収容定員は690人である。
	保健学科	4	144	－	576	学士（看護学）， 学士（保健学）	平成15年4月 第1年次	熊本市中央区九品寺４丁目２４－１	
	（保健学科共通）			(3年次) 16	32	学士（看護学）， 学士（保健学）	平成18年4月 第3年次		
	薬学部							熊本市中央区大江本町５－１	
	薬学科	6	55	－	330	学士（薬学）	平成18年4月 第1年次		
	創薬・生命薬科学科	4	35	－	140	学士（創薬科学）， 学士（生命薬科学）	平成18年4月 第1年次		
	工学部							熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	
	物質生命化学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		平成30年度より学生募集停止
	マテリアル工学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		
	機械システム工学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		
	社会環境工学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		
	建築学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		
	情報電気電子工学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		
	数理工学科	4	0	－	0	学士（工学）	平成18年4月 第1年次		
	土木建築学科	4	124	10	516	学士（工学）	平成30年4月 第1年次		
	機械数理工学科	4	109	10	456	学士（工学）	平成30年4月 第1年次		
	情報電気工学科	4	149	20	636	学士（工学）	平成30年4月 第1年次		
	材料・応用化学科	4	131	5	534	学士（工学）	平成30年4月 第1年次		
	大学院教育学研究科							熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
	（修士課程）								
	学校教育実践専攻	2	0	－	0	修士（教育学）	平成21年4月 第1年次		令和2年度より学生募集停止
	教科教育実践専攻	2	0	－	0	修士（教育学）	平成21年4月 第1年次		
	（専門職学位課程）								
	教職実践開発専攻	2	30	－	60	教職修士（専門職）	令和2年4月 第1年次		
	大学院社会文化科学教育部							熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
	（博士前期課程）								
	法政・紛争解決学専攻	2	25	－	44	修士（法学）， 修士（公共政策学）， 修士（学術）	平成31年4月 第1年次		
	公共政策学専攻	2	0	－	0	修士（公共政策学）， 修士（学術）	平成20年4月 第1年次		平成31年度より学生募集停止
	法学専攻	2	0	－	0	修士（法学）	平成20年4月 第1年次		
	現代社会人間学専攻	2	18	－	36	修士（文学）， 修士（法学）， 修士（学術）	平成20年4月 第1年次		
	文化学専攻	2	18	－	36	修士（文学）， 修士（学術）	平成20年4月 第1年次		
	教授システム学専攻	2	15	－	30	修士（教授システム学）， 修士（学術）	平成20年4月 第1年次		
	（博士後期課程）								
	人間・社会科学専攻	3	6	－	18	博士（文学）， 博士（法学）， 博士（公共政策学）， 博士（学術）	平成20年4月 第1年次		
	文化学専攻	3	6	－	18	博士（文学）， 博士（学術）	平成20年4月 第1年次		
	教授システム学専攻	3	3	－	9	博士（学術）	平成20年4月 第1年次		

（人）	入学定員	編入学定員	収容定員
令和２年度	110	0	685
令和３年度	110	0	680
令和４年度	105	0	670
令和５年度	105	0	660
令和６年度	105	0	650
令和７年度	105	0	640
令和８年度	105	0	635
令和９年度	105	0	630

新設学部等の概要	大学院自然科学研究科 （博士前期課程）							熊本市中央区黒髪 ２丁目３９－１	
	理学専攻	2	0	—	0	修士（理学）， 修士（学術）	平成18年4月 第1年次		平成30年度より 学生募集停止
	数学専攻	2	0	—	0	修士（理学）， 修士（学術）	平成22年4月 第1年次		
	情報電気電子工学専攻	2	0	—	0	修士（工学）， 修士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	建築学専攻	2	0	—	0	修士（工学）， 修士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	（博士後期課程）								
	理学専攻	3	0	—	0	博士（理学）， 博士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	複合新領域科学専攻	3	0	—	0	博士（理学）， 博士（工学）， 博士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	産業創造工学専攻	3	0	—	0	博士（工学）， 博士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	情報電気電子工学専攻	3	0	—	0	博士（工学）， 博士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	環境共生工学専攻	3	0	—	0	博士（工学）， 博士（学術）	平成18年4月 第1年次		
	大学院自然科学教育部 （博士前期課程）							熊本市中央区黒髪 ２丁目３９－１	
	理学専攻	2	110	—	220	修士（理学）， 修士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	土木建築学専攻	2	75	—	150	修士（工学）， 修士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	機械数理工学専攻	2	65	—	130	修士（工学）， 修士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	情報電気工学専攻	2	103	—	206	修士（工学）， 修士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	材料・応用化学専攻	2	90	—	180	修士（工学）， 修士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	（博士後期課程）								
	理学専攻	3	12	—	36	博士（理学）， 博士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	工学専攻	3	46	—	138	博士（工学）， 博士（学術）	平成30年4月 第1年次		
	大学院医学教育部 （修士課程）							熊本市中央区本荘 １丁目１－１	
	医科学専攻	2	20	—	40	修士（医科学）， 修士（健康生命科学）	平成15年4月 第1年次		
	（博士課程）								
	医学専攻	4	88	—	352	博士（医学）， 博士（生命科学）， 博士（健康生命科学）	平成20年4月 第1年次		
	大学院保健学教育部 （博士前期課程）							熊本市中央区九品寺 ４丁目２４－１	
	保健学専攻	2	24	—	48	修士（保健学）， 修士（看護学）	平成22年4月 第1年次		
	（博士後期課程）								
	保健学専攻	3	6	—	18	博士（保健学）， 博士（看護学）	平成22年4月 第1年次		

新設学部等の概要	大学院薬学教育部 （博士前期課程） 創薬・生命薬科学専攻	2	35	ー	70	修士（薬科学）， 修士（健康生命科学）	平成22年4月 第1年次	熊本市中央区大江本町５－１
	（博士後期課程） 創薬・生命薬科学専攻	3	10	ー	30	博士（薬科学）， 博士（生命科学）， 博士（健康生命科学）	平成24年4月 第1年次	
	（博士課程） 医療薬学専攻	4	8	ー	32	博士（薬学）	平成24年4月 第1年次	
	計		2，480 (2，475)	3年次 81	9，041 (9，031)			

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	大学院教育学研究科 （修士課程） 学校教育実践専攻（廃止）（△7） 教科教育実践専攻（廃止）（△23） ※令和2年4月学生募集停止 （専門職学位課程） 教職実践開発専攻（廃止）（△15） （専門職学位課程） 教職実践開発専攻（30） ※令和元年9月設置報告書提出

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
		講義	演習	実験・実習	計	
	ー	ー科目	ー科目	ー科目	ー科目	ー単位

教員組織の概要		学部等の名称	専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等
			人	人	人	人	人	人	人
	新設分	文学部							
		総合人間学科	10 (10)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
		歴史学科	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
		文学科	8 (8)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	0 (0)
		コミュニケーション情報学科	7 (7)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
		教育学部							
		小学校教員養成課程	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
		中学校教員養成課程	25 (25)	27 (27)	0 (0)	0 (0)	52 (52)	0 (0)	0 (0)
		特別支援教育教員養成課程	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
		養護教諭養成課程	3 (3)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
		法学部							
		法学科	22 (22)	21 (21)	4 (4)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
		理学部							
		理学科	33 (33)	30 (30)	0 (0)	10 (10)	73 (73)	0 (0)	0 (0)
		医学部							
		医学科	58 (58)	45 (45)	45 (45)	113 (113)	261 (261)	0 (0)	0 (0)
		保健学科	19 (19)	7 (7)	4 (4)	13 (13)	43 (43)	0 (0)	0 (0)
		薬学部							
		薬学科	13 (13)	12 (12)	1 (1)	13 (13)	39 (39)	0 (0)	0 (0)
		創薬・生命薬科学科	6 (6)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	0 (0)

教員組織の概要

新設分

工学部							
土木建築学科	14 (14)	18 (18)	0 (0)	6 (6)	38 (38)	0 (0)	0 (0)
機械数理工学科	15 (15)	14 (14)	1 (1)	4 (4)	34 (34)	0 (0)	0 (0)
情報電気工学科	15 (15)	17 (17)	0 (0)	7 (7)	39 (39)	0 (0)	0 (0)
材料・応用化学科	16 (16)	16 (16)	0 (0)	8 (8)	40 (40)	0 (0)	0 (0)
大学院教育学研究科							
（専門職学位課程）							
教職実践開発専攻	27 (27)	29 (29)	1 (1)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	10 (10)
大学院社会文化科学教育部							
（博士前期課程）							
法政・紛争解決学専攻	20 (20)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	23 (23)
現代社会人間学専攻	12 (12)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	6 (6)
文化学専攻	18 (18)	26 (26)	1 (1)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	5 (5)
教授システム学専攻	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	19 (19)
（博士後期課程）							
人間・社会科学専攻	31 (31)	22 (22)	4 (4)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	0 (0)
文化学専攻	18 (18)	23 (23)	0 (0)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	2 (2)
教授システム学専攻	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)
大学院自然科学教育部							
（博士前期課程）							
理学専攻	35 (35)	31 (31)	0 (0)	10 (10)	76 (76)	0 (0)	46 (46)
土木建築学専攻	14 (14)	19 (19)	0 (0)	6 (6)	39 (39)	0 (0)	44 (44)
機械数理工学専攻	15 (15)	14 (14)	1 (1)	5 (5)	35 (35)	0 (0)	41 (41)
情報電気工学専攻	19 (19)	17 (17)	0 (0)	8 (8)	44 (44)	0 (0)	45 (45)
材料・応用化学専攻	15 (15)	18 (18)	0 (0)	8 (8)	41 (41)	0 (0)	46 (46)
（博士後期課程）							
理学専攻	38 (38)	34 (34)	0 (0)	10 (10)	82 (82)	0 (0)	35 (35)
工学専攻	63 (63)	67 (67)	1 (1)	25 (25)	156 (156)	0 (0)	35 (35)
大学院医学教育部							
（修士課程）							
医科学専攻	64 (64)	45 (45)	27 (27)	37 (37)	173 (173)	0 (0)	8 (8)
（博士課程）							
医学専攻	64 (64)	44 (44)	27 (27)	36 (36)	171 (171)	0 (0)	8 (8)
大学院保健学教育部							
（博士前期課程）							
保健学専攻	19 (19)	7 (7)	3 (3)	2 (2)	31 (31)	0 (0)	18 (18)
（博士後期課程）							
保健学専攻	19 (19)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	30 (30)	0 (0)	0 (0)

教員組織の概要	新設分	大学院薬学教育部 （博士前期課程） 創薬・生命薬科学専攻	19 (19)	14 (14)	3 (3)	13 (13)	49 (49)	0 (0)	54 (54)
		（博士後期課程） 創薬・生命薬科学専攻	12 (12)	7 (7)	3 (3)	8 (8)	30 (30)	0 (0)	40 (40)
		（博士課程） 医療薬学専攻	7 (7)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	19 (19)	0 (0)	23 (23)
		計	816 (816)	730 (730)	138 (138)	351 (351)	2,035 (2035)	0 (0)	— (—)
	既設分	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	合　　計		816 (816)	730 (730)	138 (138)	351 (351)	2,035 (2035)	0 (0)	— (—)

教員以外の職員の概要	職　　種	専　任	兼　任	計
	事務職員	399 人 (399)	557 人 (557)	956 人 (956)
	技術職員	105 (105)	293 (293)	398 (398)
	図書館専門職員	8 (8)	0 (0)	8 (8)
	その他の職員	1,147 (1,147)	610 (610)	1,757 (1,757)
	計	1,659 (1,659)	1,460 (1,460)	3,119 (3,119)

校地等	区　　分	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計	放送大学熊本学習センターとの共用623㎡ 地上権設定者：財団法人熊本テクノポリス財団 地上権設定期間：S62.9.1から30年間 (H29.9.1から延長) 19,945㎡ 貸与者：熊本市 借用期間：H29.4.1からH30.3.31（以降、毎年度更新）494㎡ 貸与者：益城町 借用期間：H28.10.1からH30.9.30（以降、毎年度更新） 331㎡
	校舎敷地	475,024(20,770)㎡	623 ㎡	0 ㎡	475,647(20,770)㎡	
	運動場用地	39,752(　0)㎡	0 ㎡	0 ㎡	39,752(　0)㎡	
	小　　計	514,776(20,770)㎡	623 ㎡	0 ㎡	515,399(20,770)㎡	
	その他	144,293(　0)㎡	0 ㎡	0 ㎡	144,293(　0)㎡	
	合　　計	659,069(20,770)㎡	623 ㎡	0 ㎡	659,692(20,770)㎡	

校　舎	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計	放送大学熊本学習センターの専用1,112㎡
	457,740 ㎡ (457,740 ㎡)	0 ㎡ (　0 ㎡)	1,112 ㎡ (　1,112 ㎡)	458,852 ㎡ (458,852 ㎡)	

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体
	122 室	90 室	1,206 室	9 室 （補助職員 6人）	13 室 （補助職員 3人）	

専任教員研究室	新設学部等の名称	室　数	
	大学全体	770 室	

図書・設備	新設学部等の名称	図書〔うち外国書〕冊	学術雑誌〔うち外国書〕種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	大学全体	1,255,975〔482,340〕 （1,255,975〔482,340〕）	21,266〔7,207〕 （21,266〔7,207〕）	17,031〔15,706〕 （17,031〔15,706〕）	2,184 (2,184)	67,684 (67,684)	35 (35)	
	計	1,255,975〔482,340〕 （1,255,975〔482,340〕）	21,266〔7,207〕 （21,266〔7,207〕）	17,031〔15,706〕 （17,031〔15,706〕）	2,184 (2,184)	67,684 (67,684)	35 (35)	

	面積	閲覧座席数	収納可能冊数	
図書館	12,347 ㎡	936	1,035,084	大学全体

	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		
体育館	8,244 ㎡	陸上競技場 1面 ラグビー場 1面 サッカー場 1面 テニスコート 14面	プール50m8コース アーチェリー場 1基 弓道場 1棟 他	大学全体

経費の見積り及び維持方法の概要

		区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	教員１人当り研究費等		－	－	－	－	－	－
		共同研究費等		－	－	－	－	－	－
		図書購入費	－	－	－	－	－	－	－
		設備購入費	－	－	－	－	－	－	－

	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
学生１人当り納付金	535千円	535千円	535千円	535千円	535千円	535千円

学生納付金以外の維持方法の概要	該当なし

既設大学等の状況

大学の名称　熊本大学

学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
文学部						1.06		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
総合人間学科	4	55	－	220	学士（文学）	1.05	平成17年度		
歴史学科	4	35	－	140	学士（文学）	1.07	平成17年度		
文学科	4	50	－	200	学士（文学）	0.99	平成17年度		
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ情報学科	4	30	－	120	学士（文学）	1.20	平成17年度		
（学部共通）			(3年次) 10	20	学士（文学）	－	平成11年度		
教育学部						1.07		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
小学校教員養成課程	4	110	－	440	学士（教育学）	1.04	平成24年度		
中学校教員養成課程	4	70	－	280	学士（教育学）	1.13	平成24年度		
特別支援教育教員養成課程	4	20	－	80	学士（教育学）	1.10	平成19年度		
養護教諭養成課程	4	30	－	120	学士（教育学）	1.05	昭和52年度		
地域共生社会課程	4	－	－	－	学士（教育学）	－	平成12年度		平成29年度より学生募集停止
生涯スポーツ福祉課程	4	－	－	－	学士（教育学）	－	平成9年度		
法学部						1.02		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
法学科	4	210	－	840	学士（法学）	1.02	平成16年度		
（学部共通）			(3年次) 10	20	学士（法学）	－	平成12年度		
理学部						1.02		熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	平成29年度入学定員増（10人）
理学科	4	200	－	790	学士（理学）	1.02	平成16年度		
医学部								熊本市中央区本荘１丁目１－１	
医学科	6	115	－	690	学士（医学）	1.00	昭和24年度		
保健学科	4	144	－	576	学士（看護学），学士（保健学）	1.03	平成15年度	熊本市中央区九品寺４丁目２４－１	
（保健学科共通）			(3年次) 16	32	学士（看護学），学士（保健学）	－	平成18年度		
薬学部								熊本市中央区大江本町５－１	
薬学科	6	55	－	330	学士（薬学）	1.03	平成18年度		
創薬・生命薬科学科	4	35	－	140	学士（創薬科学），学士（生命薬科学）	1.04	平成18年度		

既設大学等の状況	工学部						1.03		熊本市中央区黒髪2丁目39－1	
	物質生命化学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		平成30年度より学生募集停止
	マテリアル工学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		
	機械システム工学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		
	社会環境工学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		
	建築学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		
	情報電気電子工学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		
	数理工学科	4	－	－	－	学士（工学）	－	平成18年度		
	土木建築学科	4	124	10	268	学士（工学）	1.05	平成30年度		
	機械数理工学科	4	109	10	238	学士（工学）	1.02	平成30年度		
	情報電気工学科	4	149	20	338	学士（工学）	1.03	平成30年度		
	材料・応用化学科	4	131	5	272	学士（工学）	1.01	平成30年度		
	大学院教育学研究科								熊本市中央区黒髪2丁目40－1	
	（修士課程）						0.76			
	学校教育実践専攻	2	7	－	14	修士（教育学）	0.85	平成21年度		
	教科教育実践専攻	2	23	－	46	修士（教育学）	0.73	平成21年度		
	（専門職学位課程）						1.13			
	教職実践開発専攻	2	15	－	30	教職修士（専門職）	1.13	平成29年度		
	大学院社会文化科学教育部								熊本市中央区黒髪2丁目40－1	
	（博士前期課程）						0.75			
	法政・紛争解決学専攻	2	25	－	25	修士（法学），修士（公共政策学），修士（学術）	0.40	平成31年度		
	公共政策学専攻	2	－	－	－	修士（公共政策学），修士（学術）	－	平成20年度		平成31年度より学生募集停止
	法学専攻	2	－	－	－	修士（法学）	－	平成20年度		
	現代社会人間学専攻	2	18	－	36	修士（文学），修士（法学），修士（学術）	0.88	平成20年度		
	文化学専攻	2	18	－	36	修士（文学），修士（学術）	0.91	平成20年度		
	教授システム学専攻	2	15	－	30	修士（教授システム学），修士（学術）	1.16	平成20年度		
	（博士後期課程）						0.68			
	人間・社会科学専攻	3	6	－	18	博士（文学），博士（法学），博士（公共政策学），博士（学術）	0.61	平成20年度		
	文化学専攻	3	6	－	18	博士（文学），博士（学術）	0.55	平成20年度		
	教授システム学専攻	3	3	－	9	博士（学術）	1.11	平成20年度		
	大学院自然科学研究科								熊本市中央区黒髪2丁目39－1	
	（博士前期課程）									平成30年度より学生募集停止
	理学専攻	2	－	－	－	修士（理学），修士（学術）	－	平成18年度		
	数学専攻	2	－	－	－	修士（理学），修士（学術）	－	平成22年度		
	情報電気電子工学専攻	2	－	－	－	修士（工学），修士（学術）	－	平成18年度		
	建築学専攻	2	－	－	－	修士（工学），修士（学術）	－	平成18年度		
	（博士後期課程）									
	理学専攻	3	－	－	－	博士（理学），博士（学術）	－	平成18年度		
	複合新領域科学専攻	3	－	－	－	博士（理学），博士（工学），博士（学術）	－	平成18年度		
	産業創造工学専攻	3	－	－	－	博士（工学），博士（学術）	－	平成18年度		
	情報電気電子工学専攻	3	－	－	－	博士（工学），博士（学術）	－	平成18年度		

既設大学等の状況	環境共生工学専攻	3	－	－	－	博士（工学）， 博士（学術）	－	平成18年度		平成30年度より 学生募集停止
	大学院自然科学教育部								熊本市中央区黒髪 ２丁目３９－１	
	（博士前期課程）						1.03			
	理学専攻	2	110	－	220	修士（理学）， 修士（学術）	0.80	平成30年度		
	土木建築学専攻	2	75	－	150	修士（工学）， 修士（学術）	1.15	平成30年度		
	機械数理工学専攻	2	65	－	130	修士（工学）， 修士（学術）	1.12	平成30年度		
	情報電気工学専攻	2	103	－	206	修士（工学）， 修士（学術）	1.11	平成30年度		
	材料・応用化学専攻	2	90	－	180	修士（工学）， 修士（学術）	1.05	平成30年度		
	（博士後期課程）						0.55			
	理学専攻	3	12	－	24	博士（理学）， 博士（学術）	0.74	平成30年度		
	工学専攻	3	46	－	92	博士（工学）， 博士（学術）	0.50	平成30年度		
	大学院医学教育部								熊本市中央区本荘 １丁目１－１	
	（修士課程）						0.85			
	医科学専攻	2	20	－	40	修士（医科学）， 修士（健康生命科学）	0.85	平成15年度		
	（博士課程）						0.82			
	医学専攻	4	88	－	352	博士（医学）， 博士（生命科学）， 博士（健康生命科学）	0.82	平成20年度		
	大学院保健学教育部								熊本市中央区九品 寺４丁目２４－１	
	（博士前期課程）						0.83			
	保健学専攻	2	24	－	48	修士（保健学）， 修士（看護学）	0.83	平成22年度		
	（博士後期課程）						1.05			
	保健学専攻	3	6	－	18	博士（保健学）， 博士（看護学）	1.05	平成22年度		
	大学院薬学教育部								熊本市中央区大江 本町５－１	
	（博士前期課程）						0.92			
	創薬・生命薬科学専攻	2	35	－	70	修士（薬科学）， 修士（健康生命科学）	0.92	平成22年度		
	（博士後期課程）						1.23			
	創薬・生命薬科学専攻	3	10	－	30	博士（薬科学）， 博士（生命科学）， 博士（健康生命科学）	1.23	平成24年度		
	（博士課程）						0.93			
	医療薬学専攻	4	8	－	32	博士（薬学）	0.93	平成24年度		

附属施設の概要	名　　称：教育学部附属幼稚園 目　　的：附属学校は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育又は保育を行うとともに、教育学部の教育計画に従って、次に掲げる事項を行うことを目的とする。 (1) 教育理論及び教育の実際に関する研究並びにその実証を行うこと。 (2) 教育学部学生の教育実習の実施及びその指導に当たること。 (3) 地方の教育に協力すること。 所 在 地：熊本県熊本市中央区城東町5番9号 設置年月：昭和24年5月 規 模 等：土地　4,632㎡　建物　1,199㎡ 名　　称：教育学部附属小学校 目　　的：附属幼稚園に同じ 所 在 地：熊本県熊本市中央区京町本町5番12号 設置年月：昭和24年5月 規 模 等：土地　51,547㎡　建物　7,282㎡ 名　　称：教育学部附属中学校 目　　的：附属幼稚園に同じ 所 在 地：熊本県熊本市中央区京町本町5番12号 設置年月：昭和24年5月 規 模 等：土地　51,547㎡　建物　5,885㎡ 名　　称：教育学部附属特別支援学校 目　　的：附属幼稚園に同じ 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪5丁目17番1号 設置年月：昭和40年4月 規 模 等：土地　26,375㎡　建物　4,164㎡ 名　　称：病院 目　　的：診療を通して医学の教育及び研究に資することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘1丁目1番1号 設置年月：昭和24年5月 規 模 等：土地　82,463㎡　建物　111,388㎡ 名　　称：大学院生命科学研究部附属グローバル天然物科学研究センター 目　　的：薬用植物資源を活用した教育及び研究を行い、薬学の視点に立った環境問題への取組を通して、薬学の発展を図ることを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区大江本町5番1号 設置年月：平成22年4月 規 模 等：土地　51,264㎡　建物　340㎡ 名　　称：発生医学研究所 目　　的：発生学の視点から様々な生命現象を解明し、医学に貢献することを目指す発生医学の研究活動を、分子、細胞、組織、器官、個体へと連続する観点から、統合的に推進することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号 設置年月：平成21年4月 規 模 等：土地　25,088㎡　建物　6,293㎡ 名　　称：パルスパワー科学研究所 目　　的：パルスパワー科学に関する新しい学理を構築し、それに基づく多様な極限反応場を用いた生命科学や革新的物質科学の異分野融合研究を行うことにより、人類社会を持続的に発展させるための重要な課題の解決に資することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：平成25年4月 規 模 等：土地　115,176㎡　建物　4,769㎡	

附属施設の概要

名　　称：ヒトレトロウイルス学共同研究センター
目　　的：世界的課題である難治性ウイルス（HIV-1、HTLV-1、HBV及びその他の関連するウイルスをいう。）感染症について、本学と鹿児島大学の強みを統合することで、両大学が有する資源を有効に活用し、感染病態の基礎研究を基に、感染予防と治癒を目指した世界的・全学的な研究及び教育の総合的推進を図ることを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号
設置年月：平成31年4月
規 模 等：土地　25,088㎡　　建物　2,165㎡

名　　称：大学院先導機構
目　　的：基礎科学と応用科学の有機的連携のもと、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域の学問分野において先端的・先導的研究等を推進することにより、若手研究者の育成、新しい研究拠点、新研究センター、新しい大学院教育システム等を創出することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成19年4月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　3,767㎡

名　　称：熊本創生推進機構
目　　的：熊本における地域のニーズ及び課題に応じ、本学の有する知的・人的資源を最適化及び還元するとともに、県内の産業文化振興、雇用創出及び地域志向の人材育成を図り、熊本の地方創生に資することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成29年4月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　5,362㎡

名　　称：グローバル推進機構
目　　的：グローバル戦略の企画立案を行い、教育研究における国際交流を推進するとともに、グローバル人材の育成及び地域社会のグローバル化に貢献することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
設置年月：平成27年3月
規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　2,078㎡

名　　称：大学教育統括管理運営機構
目　　的：教養教育を含む学士課程教育及び大学院課程教育の理念及び目的が達成されるよう、大学教育を統括するとともに教養教育の円滑な運営・実施及び戦略的な入学者選抜の企画・立案を行うことを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
設置年月：平成28年6月
規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　427㎡

名　　称：国際先端医学研究機構
目　　的：国際的な先端医学研究、人材発掘及び人材育成を行い、本学の生命科学分野の基礎研究から臨床応用並びに国際レベルの研究力及び教育力の向上を図ることを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号
設置年月：平成27年4月
規 模 等：土地　25,088㎡　　建物　982㎡

名　　称：国際先端科学技術研究機構
目　　的：国際的な先端科学技術研究、人材発掘及び人材育成を行い、本学の自然科学分野の基礎研究から応用研究並びに国際レベルの研究力及び教育力の向上を図ることを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成28年4月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　779㎡

名　　称：総合情報統括センター
目　　的：熊本大学ICT戦略会議が定めたICT戦略の下、関連施策を実施するとともに、本学の情報教育、情報技術の研究開発及び部局等の情報化の支援を行うことを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成26年5月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　2,381㎡

附属施設の概要	名　　称：五高記念館 目　　的：本学及び旧制第五高等中学校、旧制第五高等学校その他本学の沿革にある学校の発足以来の資料の充実を図るとともに、質の高い学芸員教育を行い、地域文化の発展・向上に寄与することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成18年12月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　2,225㎡ 名　　称：永青文庫研究センター 目　　的：永青文庫資料をはじめとする熊本藩関係資料の総合的な研究を通じて当該資料に立脚した拠点的研究を組織するとともに、文化行政機関等との連携によって地域文化振興に貢献することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成29年4月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　117㎡ 名　　称：教授システム学研究センター 目　　的：eラーニングによるeラーニング専門家養成を通じて、地域の人材育成、社会人の学び直しの充実を図ることを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成29年4月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　407㎡ 名　　称：くまもと水循環・減災研究教育センター 目　　的：先進的な地下水循環、沿岸環境及び減災型社会システムに関する研究を推進することで、学生及び社会人の人材育成を行うとともに、その成果を国内外に発信・展開することを通じて地域と国際社会に貢献することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：平成29年4月 規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　2,410㎡ 名　　称：先進マグネシウム国際研究センター 目　　的：我が国のマグネシウム研究を牽引し、マグネシウム合金に関する世界的研究拠点として、地域のみならず、我が国さらには世界の科学技術の発展及び産業の活性化に貢献することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：平成23年12月 規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　2,431㎡ 名　　称：生命資源研究・支援センター 目　　的：遺伝子改変動物その他の研究資源及びこれらの研究資源情報の利用等をとおして、諸科学分野の教育研究の総合的推進に資することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号 設置年月：平成15年4月 規 模 等：土地　25,088㎡　　建物　　15,322㎡ 名　　称：環境安全センター 目　　的：環境管理及び安全管理に係る教育研究の推進及び啓発を図ることにより、良好な教育研究環境及び教育研究活動等における職員、学生等の安全を確保することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成18年4月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　477㎡ 名　　称：埋蔵文化財調査センター 目　　的：本学に所在する遺跡を発掘調査するとともに、出土した埋蔵文化財を記録、研究、保存及び活用することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：平成23年10月 規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　514㎡

附属施設の概要	名　　称：保健センター 目　　的：学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成16年4月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　579㎡	

（注）

1　共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

2　「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。

3　私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

4　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

5　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

6　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

熊本大学　設置申請に係わる組織の移行表

2019年度	入学定員	編入学定員	収容定員	2020年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
熊本大学				熊本大学				
文学部				文学部				
総合人間学科	55	-	220	総合人間学科	55	-	220	
歴史学科	35	-	140	歴史学科	35	-	140	
文学科	50	-	200	文学科	50	-	200	
コミュニケーション情報学科	30	-	120	コミュニケーション情報学科	30	-	120	
		3年次				3年次		
（学部共通）	-	10	20	（学部共通）	-	10	20	
教育学部				教育学部				
小学校教員養成課程	110	-	440	小学校教員養成課程	110	-	440	
中学校教員養成課程	70	-	280	中学校教員養成課程	70	-	280	
特別支援教育教員養成課程	20	-	80	特別支援教育教員養成課程	20	-	80	
養護教諭養成課程	30	-	120	養護教諭養成課程	30	-	120	
地域共生社会課程	0	-	0		0	-	0	平成29年4月学生募集停止
生涯スポーツ福祉課程	0	-	0		0	-	0	平成29年4月学生募集停止
法学部				法学部				
		3年次				3年次		
法学科	210	10	860	法学科	210	10	860	
理学部				理学部				
理学科	200	-	800	理学科	200	-	800	
医学部				医学部				
医学科（6年制）	115	-	690	医学科（6年制）	110	-	640	定員変更（△5）
		3年次				3年次		
保健学科	144	16	608	保健学科	144	16	608	
薬学部				薬学部				
薬学科（6年制）	55	-	330	薬学科（6年制）	55	-	330	
創薬・生命薬科学科	35	-	140	創薬・生命薬科学科	35	-	140	
工学部				工学部				
		3年次				3年次		
土木建築学科	124	10	516	土木建築学科	124	10	516	
機械数理工学科	109	10	456	機械数理工学科	109	10	456	
情報電気工学科	149	20	636	情報電気工学科	149	20	636	
材料・応用化学科	131	5	534	材料・応用化学科	131	5	534	
物質生命化学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
マテリアル工学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
機械システム工学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
社会環境工学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
建築学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
情報電気電子工学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
数理工学科	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
		3年次				3年次		
計	1,672	81	7,190	計	1,667	81	7,140	

熊本大学大学院				熊本大学大学院				
教育学研究科				教育学研究科				
学校教育実践専攻(M)	7	-	14		0	-	0	令和2年4月学生募集停止
教科教育実践専攻(M)	23	-	46		0	-	0	令和2年4月学生募集停止
教職実践開発専攻(P)	15	-	30	教職実践開発専攻(P)	30	-	60	研究科の専攻の設置(事前伺い)
社会文化科学教育部				社会文化科学教育部				
法政・紛争解決学専攻(M)	25	-	44	法政・紛争解決学専攻(M)	25	-	44	
公共政策学専攻(M)	0	-	0		0	-	0	平成31年4月学生募集停止
法学専攻(M)	0	-	0		0	-	0	平成31年4月学生募集停止
現代社会人間学専攻(M)	18	-	36	現代社会人間学専攻(M)	18	-	36	
文化学専攻(M)	18	-	36	文化学専攻(M)	18	-	36	
教授システム学専攻(M)	15	-	30	教授システム学専攻(M)	15	-	30	
人間・社会科学専攻(D)	6	-	18	人間・社会科学専攻(D)	6	-	18	
文化学専攻(D)	6	-	18	文化学専攻(D)	6	-	18	
教授システム学専攻(D)	3	-	9	教授システム学専攻(D)	3	-	9	
自然科学教育部				自然科学教育部				
理学専攻(M)	110	-	220	理学専攻(M)	110	-	220	
土木建築学専攻(M)	75	-	150	土木建築学専攻(M)	75	-	150	
機械数理工学専攻(M)	65	-	130	機械数理工学専攻(M)	65	-	130	
情報電気工学専攻(M)	103	-	206	情報電気工学専攻(M)	103	-	206	
材料・応用化学専攻(M)	90	-	180	材料・応用化学専攻(M)	90	-	180	
理学専攻(D)	12	-	36	理学専攻(D)	12	-	36	
工学専攻(D)	46	-	138	工学専攻(D)	46	-	138	
自然科学研究科								
理学専攻(M)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
数学専攻(M)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
情報電気電子工学専攻(M)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
建築学専攻(M)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
理学専攻(D)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
複合新領域科学専攻(D)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
産業創造工学専攻(D)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
情報電気電子工学専攻(D)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
環境共生工学専攻(D)	0	-	0		0	-	0	平成30年4月学生募集停止
医学教育部				医学教育部				
医科学専攻(M)	20	-	40	医科学専攻(M)	20	-	40	
医学専攻(4年制D)	88	-	352	医学専攻(4年制D)	88	-	352	
保健学教育部				保健学教育部				
保健学専攻(M)	24	-	48	保健学専攻(M)	24	-	48	
保健学専攻(D)	6	-	18	保健学専攻(D)	6	-	18	
薬学教育部				薬学教育部				
創薬・生命薬科学専攻(M)	35	-	70	創薬・生命薬科学専攻(M)	35	-	70	
創薬・生命薬科学専攻(D)	10	-	30	創薬・生命薬科学専攻(D)	10	-	30	
医療薬学専攻(4年制D)	8	-	32	医療薬学専攻(4年制D)	8	-	32	
計	828	-	1,931	計	813	-	1,901	

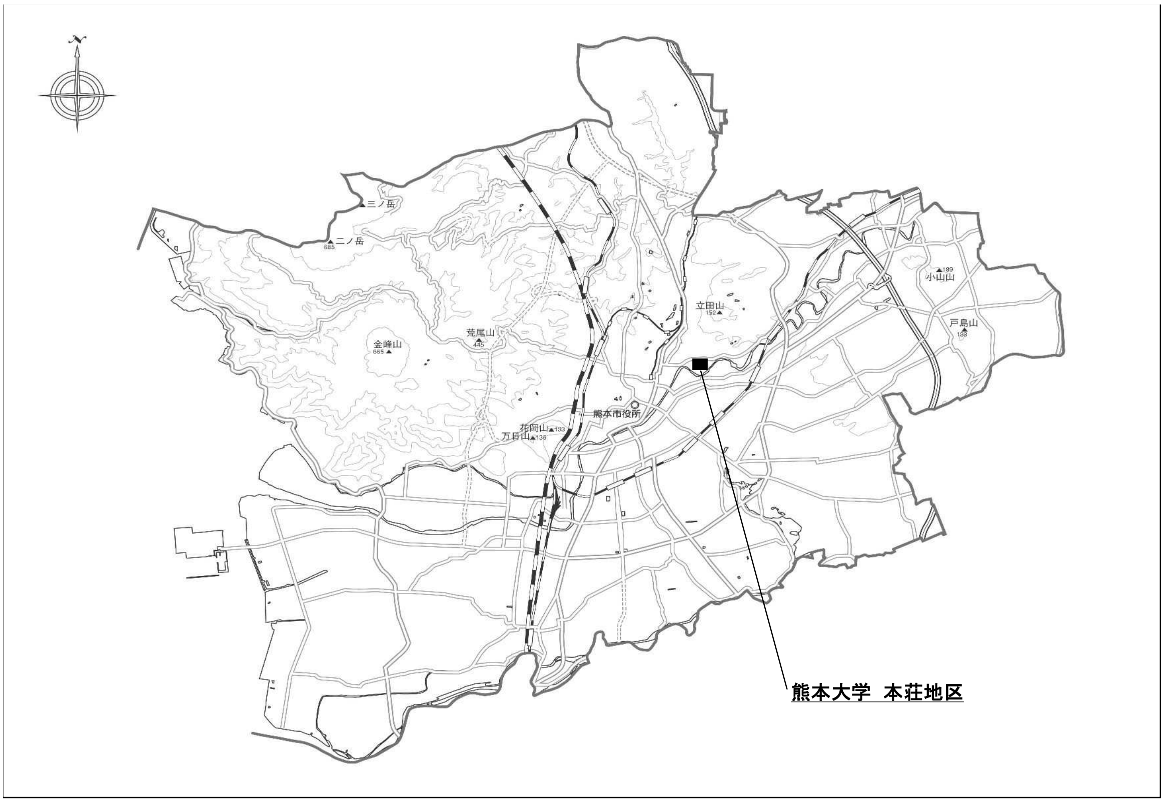
三ノ岳
二ノ岳
685
金峰山
665
荒尾山
445
立田山
152
小山山
189
戸島山
138
熊本市役所
花岡山 133
万日山 136
熊本大学　本荘地区

－　熊本市　－

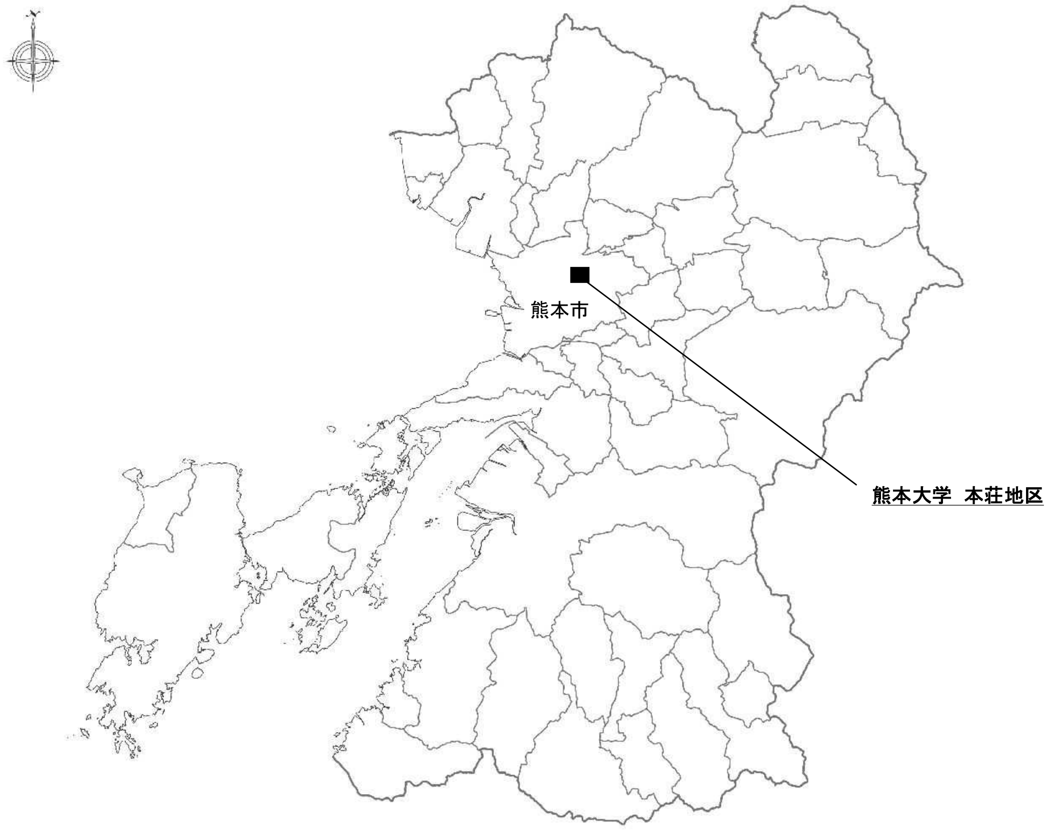
熊本市
熊本大学　本荘地区

－　熊本県　－

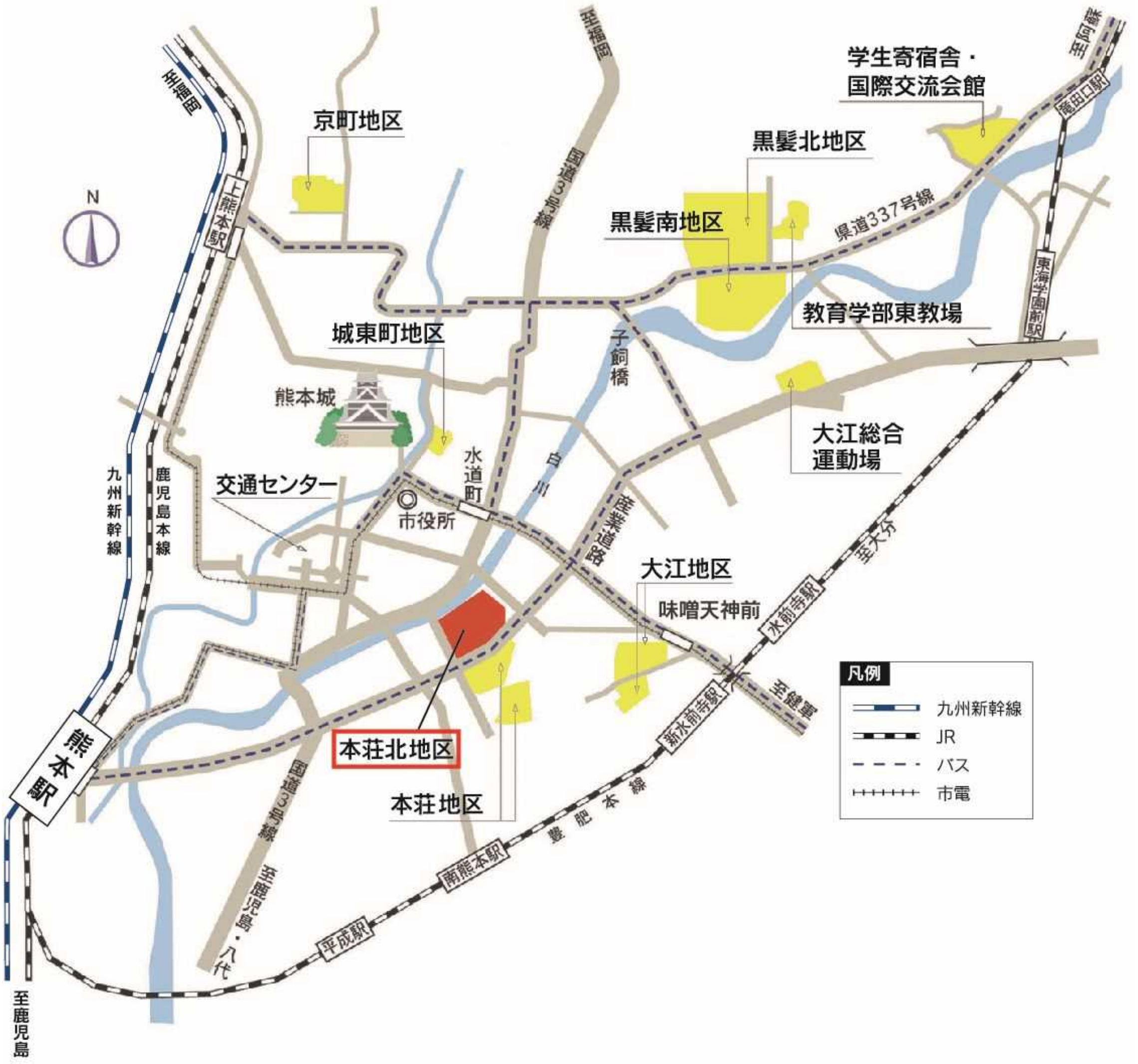

熊本大学本荘校地（本荘団地（北地区））

〒860-8556　熊本市中央区本荘１丁目１番１号

＜交通アクセス＞

・バス利用の場合	JR 熊本駅より約10 分 「大学病院前」下車
・電車利用の場合	JR 南熊本駅より徒歩約 15 分

配　置　図

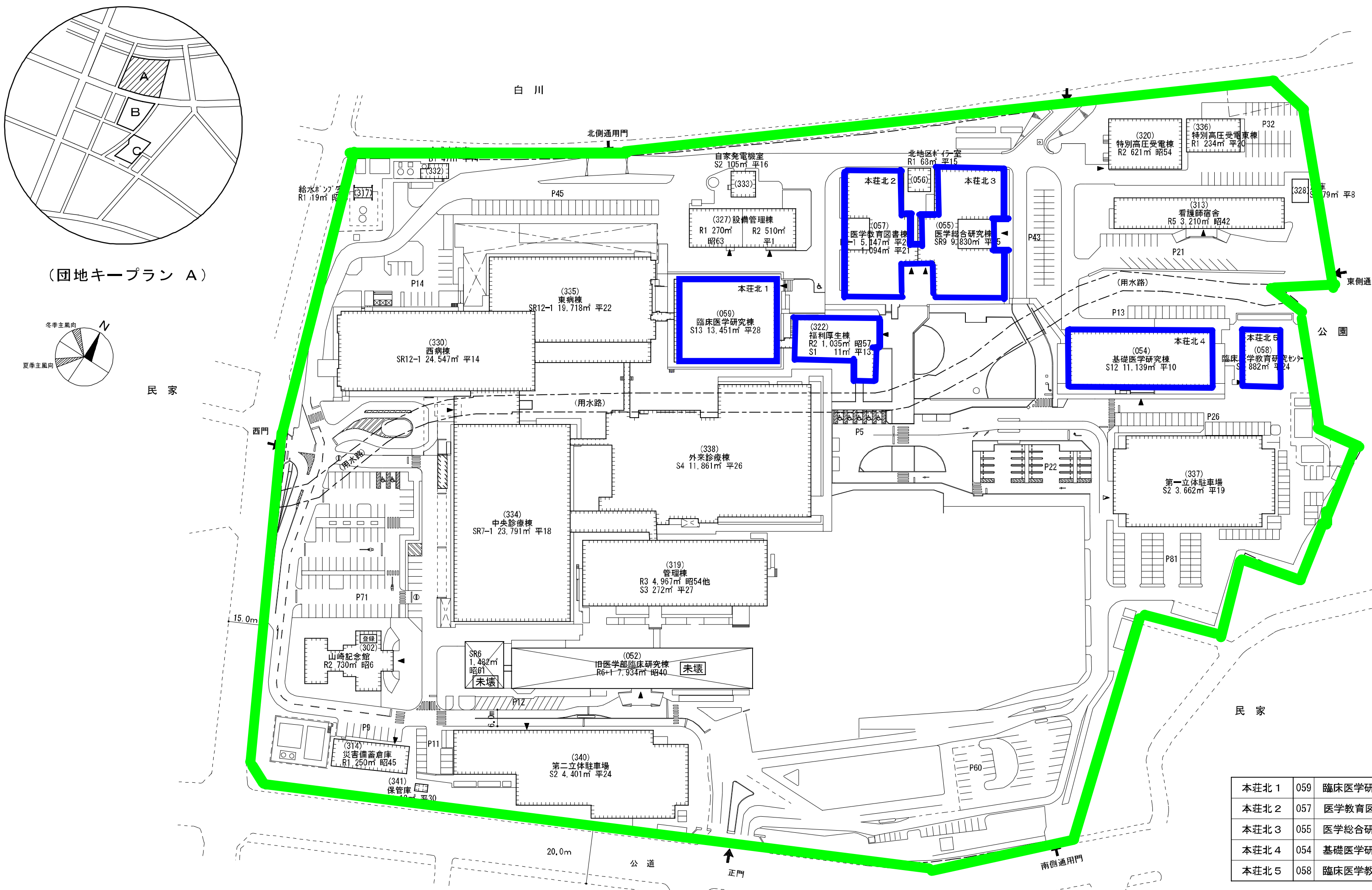

本荘北１	059	臨床医学研究棟
本荘北２	057	医学教育図書棟
本荘北３	055	医学総合研究棟
本荘北４	054	基礎医学研究棟
本荘北５	058	臨床医学教育研究センター

校地面積境界線

（使用する研究室等は別紙のとおり）

校地面積　82,463㎡
校舎面積　39,189㎡

利用施設

本荘団地（北地区）配置図　A3：S=1/1,500

団地番号	団　地　名	所　在　地　名	学校番号	学　校　名	作成年度
００３	本 荘 団 地	熊本市中央区本荘１丁目１番１号	０３８４	熊 本 大 学	Ｈ３１

○熊本大学学則

（平成16年4月1日学則第2号）

改正　平成17年3月24日学則第2号　平成17年12月22日学則第4号　平成18年2月23日学則第2号
平成18年9月7日学則第6号　平成18年10月26日学則第9号　平成18年10月26日学則第10号
平成18年11月30日学則第12号　平成19年2月22日学則第3号　平成19年3月22日学則第5号
平成19年9月27日学則第7号　平成20年1月24日学則第2号　平成20年3月27日学則第5号
平成20年9月25日学則第6号　平成20年11月27日学則第8号　平成21年3月26日学則第2号
平成21年12月24日学則第5号　平成22年2月24日学則第1号　平成22年3月24日学則第4号
平成22年6月24日学則第7号　平成22年9月30日学則第9号　平成23年2月24日学則第1号
平成23年5月26日学則第4号　平成23年7月28日学則第6号　平成23年9月22日学則第8号
平成23年11月24日学則第10号　平成24年3月22日学則第2号　平成24年11月29日学則第6号
平成25年2月28日学則第2号　平成25年7月25日学則第5号　平成26年4月25日学則第3号
平成26年11月27日学則第6号　平成27年1月22日学則第1号　平成27年2月27日学則第4号
平成27年3月26日学則第6号　平成27年6月25日学則第9号　平成28年1月28日学則第2号
平成28年2月24日学則第4号　平成28年3月24日学則第6号　平成28年5月26日学則第8号
平成28年9月23日学則第9号　平成29年2月23日学則第2号　平成29年11月24日学則第5号
平成30年3月22日学則第2号　平成30年4月26日学則第5号　平成30年9月27日学則第6号
平成30年12月27日学則第9号　平成31年2月28日学則第2号　平成31年3月28日学則第5号
令和元年5月7日学則第7号

目次

第1章　総則
第1節　目的(第1条)
第2節　教育研究組織等(第2条－第14条)
第3節　職員組織(第15条・第16条)
第2章　学部通則
第1節　修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第17条－第22条)
第2節　入学(第23条－第33条)
第3節　教育課程の編成、履修方法及び単位認定等(第34条－第46条)
第4節　休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍(第47条－第55条)
第5節　健康管理(第56条・第57条)
第6節　卒業(第58条－第62条)
第7節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第63条－第76条)
第8節　授業料等(第77条－第87条)
第9節　賞罰(第88条・第89条)
第10節　寄宿舎(第90条)
附則

第1章　総則

第1節　目的

(教育研究上の目的)

第1条　熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

2　学部の教育研究上の目的は、それぞれの学部の規則で定め、公表するものとする。

第2節　教育研究組織等

（学部、学科、課程及び収容定員）

第2条　本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学部	総合人間学科　歴史学科　文学科　コミュニケーション情報学科
教育学部	小学校教員養成課程　中学校教員養成課程　特別支援教育教員養成課程　養護教諭養成課程　地域共生社会課程　生涯スポーツ福祉課程
法学部	法学科
理学部	理学科
医学部	医学科　保健学科
薬学部	薬学科　創薬・生命薬科学科
工学部	土木建築学科　機械数理工学科　情報電気工学科　材料・応用化学科

2　収容定員は、別に定める。

3　学部に関する規則は、別に定める。

第3条　削除

（専攻科）

第4条　本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2　専攻科に関する規則は、別に定める。

（別科）

第5条　本学に、養護教諭特別別科を置く。

2　別科に関する規則は、別に定める。

（大学院）

第6条　本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科
人文社会科学研究部
先端科学研究部
生命科学研究部
社会文化科学教育部
自然科学教育部
医学教育部
保健学教育部
薬学教育部

2　大学院に関する規則は、別に定める。

（研究所）

第6条の2　本学に、次の研究所を置く。

発生医学研究所
パルスパワー科学研究所

2　研究所に関する規則は、別に定める。

（病院）

第6条の3　本学に、病院を置く。

2　病院に関する規則は、別に定める。

（附属学校）

第7条　本学に、教育学部附属の次の学校を置く。

附属幼稚園　附属小学校　附属中学校　附属特別支援学校

2　附属学校に関する規則は、別に定める。

（学部附属の教育研究施設等）

第8条　本学に、次の学部、研究部、教育部又は研究所に附属する教育施設及び研究施設を置く。

文学部	漱石・八雲教育研究センター
教育学部	教育実践総合センター
工学部	工学研究機器センター　グローバル人材基礎教育センター
大学院先端科学研究部	イノベーション研究教育センター
大学院生命科学研究部	エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター　臨床医学教育研究センター　健康長寿代謝制御研究センター　グローバル天然物科学研究センター
大学院自然科学教育部	総合科学技術共同教育センター
発生医学研究所	臓器再建研究センター

2　教育施設及び研究施設に関する規則は、別に定める。

（大学院先導機構）

第8条の2　本学に、大学院先導機構を置く。

2　大学院先導機構に関する規則は、別に定める。

（熊本創生推進機構）

第8条の3　本学に、熊本創生推進機構を置く。

2　熊本創生推進機構に関する規則は、別に定める。

（グローバル推進機構）

第8条の4　本学に、グローバル推進機構を置く。

2　グローバル推進機構に関する規則は、別に定める。

（大学教育統括管理運営機構）

第8条の5　本学に、大学教育統括管理運営機構を置く。

2　本学に、大学教育統括管理運営機構に附属する次の教育施設及び研究施設を置く。

　数理科学総合教育センター
　グローバル教育カレッジ

3　大学教育統括管理運営機構及び附属施設に関する規則は、別に定める。

第8条の6　削除

（研究機構）

第8条の7　本学に、次の研究機構を置く。

　国際先端医学研究機構
　国際先端科学技術研究機構

2　研究機構に関する規則は、別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第9条　本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

　総合情報統括センター
　五高記念館
　永青文庫研究センター
　教授システム学研究センター
　くまもと水循環・減災研究教育センター
　先進マグネシウム国際研究センター
　生命資源研究・支援センター
　環境安全センター
　埋蔵文化財調査センター

2　学内共同教育研究施設に関する規則は、別に定める。
（ヒトレトロウイルス学共同研究センター）
第10条　本学に、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。
2　ヒトレトロウイルス学共同研究センターに関する規則は、別に定める。
（附属図書館）
第11条　本学に、附属図書館を置く。
2　附属図書館に関する規則は、別に定める。
（保健センター）
第12条　本学に、保健センターを置く。
2　保健センターに関する規則は、別に定める。
第13条　削除
（その他の組織）
第14条　本学に、本節に定めるもののほか、必要な教育研究組織等を置くことができる。

第3節　職員組織

（職員）
第15条　本学に、学長及び副学長を置き、学部に学部長を、研究科（研究部及び教育部を含む。第6項において同じ。）に研究科長（研究部にあっては研究部長、教育部にあっては教育部長。第6項において同じ。）を置く。
2　本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。
3　前2項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。
4　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
5　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
6　学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。
7　教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
8　准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
9　専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
10　助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
11　助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
12　第3項に規定する職員の職務については、別に定める。
第16条　附属学校に、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。
2　前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
3　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
5　副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
6　教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又

は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
7　教頭は、校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは校長の職務を行う。
8　主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。
9　教諭は、児童等の教育をつかさどる。
10　養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
11　栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第2章　学部通則

第1節　修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)
第17条　学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科においては6年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)
第17条の2　学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)
第18条　第69条に定める科目等履修生として、本学で一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数その他の事項を勘案して、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)
第19条　在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。
2　前項の規定にかかわらず、理学部及び工学部の在学期間は、6年を超えることができない。
3　第17条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、学部規則の定めるところによる。

(学年)
第20条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)
第21条　学年を次の2期に分ける。
　前学期　4月1日から9月30日まで
　後学期　10月1日から翌年3月31日まで
2　前項に規定する学期の期間は、前半及び後半に分けることができる。
3　前2項に規定する学期の区分及び期間は、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)
第22条　定期休業日は、次のとおりとする。
(1)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
(2)　日曜日及び土曜日
(3)　開学記念日　11月1日
(4)　春季休業　4月1日から4月3日まで

(5)　夏季休業　8月11日から9月30日まで
(6)　冬季休業　12月25日から翌年1月10日まで

2　臨時休業日は、必要に応じて学長がその都度定める。

3　春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

第2節　入学

(入学時期)

第23条　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第24条　入学資格者は、学教法第90条第1項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第150条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
(8)　その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第25条　入学志願者は、所定の検定料を添え、別に定める志願手続により願い出なければならない。

(入学者の選考)

第26条　入学志願者については、選考を行う。

2　前項の選考方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第27条　前条の選考による合格者の決定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の許可)

第28条　合格者が、指定の期日までに、所定の入学料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

2　合格者が、入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第29条　入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

2　入学を許可された者が、正当な理由がなくて、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学・編入学・転入学)

第30条　次の各号のいずれかに該当する者が、再入学、編入学又は転入学を志願するときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可することができる。

(1)　願いにより退学した者又は第55条第1号、第4号、第5号若しくは第6号に該当し学籍を除かれた者で、退学又は除籍後2年以内に再入学を願い出たもの

(2)　学教法施行規則第155条第1項第7号の規定により、医学を履修する博士課程に入学した者で同課程を修了し、又は単位取得退学後若しくは願いによる退学後、速やかに医学部へ再入学を願い出たもの

(3)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を願い出たもの

(4)　専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で編入学を願い出たもの

(5)　高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学教法第90条第1項に規定する者に限る。）で、編入学を願い出たもの

(6)　大学を卒業した者で、編入学を願い出たもの

(7)　学教法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を願い出たもの

(8)　大学に2年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、願いにより退学した者で、編入学を願い出たもの

(9)　外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を願い出たもの

(10)　外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの

(11)　学教法施行規則附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者で、編入学を願い出たもの

(12)　他の大学の学生で、転入学を願い出たもの

2　前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

(第3年次編入学)

第31条　第3年次に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可する。

2　前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。

(再入学、編入学又は転入学を許可された者の在学期間)

第32条　前2条により入学を許可された者の在学期間は、第19条の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。

2　前項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部にあっては、学部規則の定めるところによる。

(適用規定)

第33条　第23条、第25条及び第27条から第29条までの規定は、第30条及び第31条により入学する者に適用する。

第3節　教育課程の編成、履修方法及び単位認定等

(教育課程の編成方針)

第34条　各学部は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3　教養教育に関する授業は、全学協力の下に大学教育統括管理運営機構が行う。

(教育課程の編成方法等)

第35条　本学の教育課程は、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies、基礎科目、キャリア科目及び開放科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成する。

2　教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3　第1項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4　第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第36条　各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。

2　教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)及び学部規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第37条　学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2　学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の聴講等)

第38条　授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。

2　他の学部の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部長及び当該学部長の承認を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第38条の2　学生が、本学大学院へ入学を希望するときは、学部と大学院を連携させる一貫した教育プログラムに基づき、本学大学院の研究科又は教育部の授業科目を履修することを認めることができる。

2　前項の研究科又は教育部の授業科目の履修には、所属学部長及び当該研究科又は教育部の長の承認を受けなければならない。

3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第39条　授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。

(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2　学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

3　前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の2　学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第40条　一つの授業科目を履修した者には、学力試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第41条　第35条第3項及び第4項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあっては、別に定める。

2　第43条から第45条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(1年間の授業期間)

第42条　1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第43条　教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

2　前項の規定により学生が修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4　前3項に関し必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）
第44条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
2　前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位の取扱い等）
第45条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）において履修した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
3　前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。
第46条　前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。
2　前3条の規定による単位の認定は、教授会において行う。

第4節　休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍

（休学）
第47条　疾病その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない者は、所定の休学願により、学部長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。
2　前項の場合、学長は、その学期又は学年に限り、これを許可することができる。
第48条　疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。
（休学期間）
第49条　休学は、更新することができる。ただし、その期間は、通算して修業年限を超えることができない。
2　第30条及び第31条により入学を許可された者並びに第51条により転部、転科又は転課程（以下「転部等」という。）を許可された者の休学期間は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。
3　休学期間は、在学期間に算入しない。
（復学）
第50条　休学期間中に復学しようとする者は、所定の復学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学していた場合は、医師の診断書を添えるものとする。
2　前項の場合、学長は、これを許可する。
3　休学期間を満了して復学する場合も、期間満了1か月前に、第1項に準じて願い

出なければならない。
（転部、転科及び転課程）
第51条　転部等を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長が許可する。
2　前項により転部等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転部等後の学部の教授会において行う。
3　第1項により転部等を許可された者の在学期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。ただし、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部にあっては、学部規則の定めるところによる。
（転学）
第52条　他の大学へ転学しようとする者は、所定の転学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。
2　前項の場合、学長は、これを許可する。
（留学）
第53条　外国の大学又は短期大学で学修するため留学を志願する者は、所定の留学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。
2　前項の場合、学長は、これを許可する。
3　留学の期間は、第17条の修業年限に含まれるものとする。
（願いによる退学）
第54条　退学しようとする者は、所定の退学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため退学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。
2　前項の場合、学長は、これを許可する。
（除籍）
第55条　次の各号のいずれかに該当する者は、学部長の申し出により、学長がこれを除籍する。
(1)　行方不明の届出のあった者
(2)　第19条、第32条及び第51条第3項に規定する期間を超えた者
(3)　第49条第1項ただし書及び第2項に規定する期間を超えた者
(4)　納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者
(5)　授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者
(6)　正当な理由がなくて欠席が長期にわたる者
(7)　成業の見込がないと認められる者

第5節　健康管理

（健康診断）
第56条　学生は、毎年定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。
（健康管理上の諸処置）
第57条　前条の健康診断のほか、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。
2　学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

第6節　卒業

（卒業の要件）
第58条　卒業の要件は、本学に、第17条に規定する年限以上在学し、かつ、学部所

定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得しなければならない。

(早期卒業)

第59条　前条の規定にかかわらず、本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第60条　卒業者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(卒業の認定)

第61条　卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学年又は学期の終わりに学長が行う。

2　前項の規定にかかわらず、単位未修得等のため、卒業の認定を受けることができなかった者については、次学期中にこれを行うことができる。

3　前項の取扱いについては、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第62条　教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、学部規則の定めるところによる。

第7節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第63条　本学において、特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部の授業、研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途とすることがある。

第64条　研究生として入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1)　大学を卒業した者(短期大学を含む。)

(2)　旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者

(3)　教授会で適当であると認めた者

第65条　研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項、研究期間及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

第66条　研究生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、研究生が研究の都合により在学期間の更新を願い出たときは、これを許可することがある。

第67条　研究生は、研究事項について指導教員の指導のもとに研究を行うものとする。

2　研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができる。

第68条　研究生は、研究期間が終了したとき又は研究を終了したときは、指導教員を経て、研究成果報告書を学部長に提出しなければならない。

(科目等履修生)

第69条　本学において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する

ことがある。
2　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
3　第1項の科目等履修生に対する単位の授与については、第40条の規定を準用する。
第70条　科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に履修しようとする科目、単位及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。
第71条　科目等履修生として入学を許可する者は、第24条に定める者でなければならない。
第72条　科目等履修生の在学期間は、1年とする。
2　前項の規定にかかわらず、科目等履修生が引き続き履修を希望する場合は、これを延長することがある。
(特別聴講学生)
第73条　本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校の学生があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることがある。
2　前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。
3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。
第74条　研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。
(外国人留学生)
第75条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。
2　前項の外国人留学生に対しては、日本語教育等の充実を図るため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
3　外国人留学生に関する規則は、別に定める。
(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)
第76条　前条第2項の規定に基づき外国人留学生に対して開設する授業科目の履修は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

第8節　授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)
第77条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。
(入学料の免除)
第78条　入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除することができる。
(入学料の徴収猶予)
第79条　入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、指定の期日まで入学料の徴収を猶予することができる。
(授業料の徴収方法)
第80条　授業料は、次の2期に分けて年額の2分の1ずつを徴収する。ただし、学生

の申出があったときは、前期中に、当該年度の後期に係る授業料を徴収することができる。

前期(4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)

徴収期　4月1日から4月30日まで

後期(10月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)

徴収期　10月1日から10月31日まで

2　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに徴収する。

3　前期の徴収期後に入学を許可された者は、入学した日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

4　学期の中途で復学を許可された者は、復学の日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

5　学年の中途で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。

6　研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の授業料徴収の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(納入の請求)

第81条　授業料は、その納入の請求を所定の場所への掲示をもって行うことができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第82条　既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。

(1)　検定料を納めた者で、出願しなかったもの　当該検定料相当額

(2)　検定料を納めた者で、出願が受理されなかったもの　当該検定料相当額

(3)　一の入学試験に係る検定料を、2回以上納めた者　所定の検定料を超える額に相当する額

(4)　学部において、出願書類等による選抜(以下この号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者　第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(5)　個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者　前号に定める額に相当する額

(6)　入学を許可するときに授業料を納めた者で、3月31日までに入学を辞退したもの　当該授業料相当額

(7)　前期中に後期に係る授業料を併せて納めた者で、後期に係る授業料の徴収期前に休学又は退学したもの　当該後期に係る授業料の額

(授業料の免除)

第83条　休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、授業料を免除することができる。

第84条　経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

2　前項に規定する者のほか死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）
第85条　経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。
（免除、徴収猶予等の取消）
第86条　第79条の徴収猶予、第84条の免除又は前条の徴収猶予若しくは月割分納の許可があったあとで、その理由が消滅したと認めるときは、その許可を取り消す。
（免除及び徴収猶予に関する規則）
第87条　この学則に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予の実施に関する規則は、別に定める。

第9節　賞罰

（表彰）
第88条　学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。この場合、学長は、当該表彰について国立大学法人熊本大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に報告する。
2　表彰に関し必要な事項は、別に定める。
（懲戒）
第89条　学生が本学の規則に背き、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長の申出により、学長は、これを懲戒する。この場合、学長は、当該懲戒について教育研究評議会に報告する。
2　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者
(2)　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
4　停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。
5　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第10節　寄宿舎

（寄宿舎）
第90条　本学に、寄宿舎を置く。
2　寄宿舎に関する規則は、別に定める。

附　則

1　この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2　次の学科については、第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

法学部	公共政策学科
理学部	数理科学科　物理科学科　物質化学科　地球科学科　生物科学科　環境理学科

3　熊本大学学則等を廃止する規則（平成16年3月26日制定）により廃止された熊本大学学則（昭和24年6月1日制定）の附則の規定により存続するものとされた学科又は課程のうち、平成16年3月31日に存続するものについては、第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
4　前2項の規定により存続する学科又は課程の授業科目の履修、卒業等に関する事

項については、なお従前の例による。

附　則(平成17年3月24日学則第2号)

1　この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2　文学部の人間科学科及び地域科学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則(平成17年12月22日学則第4号)

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附　則(平成18年2月23日学則第2号)

1　この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2　次の学科については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

薬学部	薬科学科
工学部	環境システム工学科　知能生産システム工学科　電気システム工学科　数理情報システム工学科

附　則(平成18年9月7日学則第6号)

この学則は、平成18年9月25日から施行する。

附　則(平成18年10月26日学則第9号)

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附　則(平成18年10月26日学則第10号)

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附　則(平成18年11月30日学則第12号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年2月22日学則第3号)

1　この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2　教育学部の養護学校教員養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則(平成19年3月22日学則第5号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年9月27日学則第7号)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附　則(平成20年1月24日学則第2号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月24日から施行する。

附　則(平成20年3月27日学則第5号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月25日学則第6号)
この学則は、平成20年9月25日から施行する。

附　則(平成20年11月27日学則第8号)
この学則は、平成21年1月1日から施行する。

附　則(平成21年3月26日学則第2号)
1　この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第19条第2項、第32条第2項及び第51条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成21年12月24日学則第5号)
この学則は、平成22年1月1日から施行する。

附　則(平成22年2月24日学則第1号)
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月24日学則第4号)
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年6月24日学則第7号)
この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附　則(平成22年9月30日学則第9号)
この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附　則(平成23年2月24日学則第1号)
1　この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成23年5月26日学則第4号)
この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附　則(平成23年7月28日学則第6号)
この学則は、平成23年8月1日から施行する。

附　則(平成23年9月22日学則第8号)
この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附　則(平成23年11月24日学則第10号)
この学則は、平成23年12月1日から施行する。

附　則(平成24年3月22日学則第2号)
1　この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成24年度入学者から適用し、

平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成24年11月29日学則第6号)

1　この学則は、平成24年12月1日から施行する。
2　改正後の第8条第1項に規定する大学院自然科学研究科の減災型社会システム実践研究教育センターは、平成30年11月30日まで存続するものとする。

附　則(平成25年2月28日学則第2号)

1　この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第6条の2に規定するパルスパワー科学研究所は、令和5年3月31日まで存続するものとする。
3　この学則による改正後の第19条第2項の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成25年7月25日学則第5号)

この学則は、平成25年7月25日から施行する。

附　則(平成26年4月25日学則第3号)

この学則は、平成26年5月1日から施行する。

附　則(平成26年11月27日学則第6号)

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

附　則(平成27年1月22日学則第1号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年2月27日学則第4号)

この学則は、平成27年3月1日から施行する。

附　則(平成27年3月26日学則第6号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年6月25日学則第9号)

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

附　則(平成28年1月28日学則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年2月24日学則第4号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月24日学則第6号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年5月26日学則第8号)

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附　則(平成28年9月23日学則第9号)

この学則は、平成28年10月1日から施行し、改正後の第30条第1項第5号の規定は

、平成28年4月1日から適用する。

附　則(平成29年2月23日学則第2号)

1　この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2　この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成29年11月24日学則第5号)

この学則は、平成29年12月9日から施行する。

附　則(平成30年3月22日学則第2号)

1　この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2　工学部の物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科及び数理工学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3　大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センターは、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に自然科学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則(平成30年4月26日学則第5号)

この学則は、平成30年5月1日から施行する。

附　則(平成30年9月27日学則第6号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(平成30年12月27日学則第9号)

この学則は、平成31年1月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日学則第2号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月28日学則第5号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年5月7日学則第7号)

この学則は、令和元年5月7日から施行する。

○熊本大学学生定員規則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号）

（趣旨）

第 1 条　この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項及び熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条及び熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

（学生の収容定員）

第 2 条　本学の学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(令和 2 年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	110	110	110	110			440
	中学校教員養成課程	70	70	70	70			280
	特別支援教育教員養成課程	20	20	20	20			80
	養護教諭養成課程	30	30	30	30			120
	地域共生社会課程	－	－	－	－			0
	生涯スポーツ福祉課程	－	－	－	－			0
	計	230	230	230	230			920
法学部	法学科	210	210	210	210			840
	(学部共通)			10	10			20
	計	210	210	220	220			860
理学部	理学科	200	200	200	200			800
	計	200	200	200	200			800
医学部	医学科	110	115	115	115	115	115	685
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32

	計	254	259	275	275	115	115	1,293
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学科	124	124	134	−			382
	機械数理工学科	109	109	119	−			337
	情報電気工学科	149	149	169	−			467
	材料・応用化学科	131	131	136	−			398
	物質生命化学科	−	−	−	80			80
	マテリアル工学科	−	−	−	46			46
	機械システム工学科	−	−	−	97			97
	社会環境工学科	−	−	−	71			71
	建築学科	−	−	−	56			56
	情報電気電子工学科	−	−	−	153			153
	数理工学科	−	−	−	10			10
	(学部共通)			−	45			45
	計	513	513	558	558			2,142
合計		1,667	1,672	1,753	1,753	170	170	7,185

備考　(学部共通)又は(保健学科共通)は、第3年次編入学定員である。
各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

第3条　本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(令和2年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	15
合計		15

第4条　本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(令和2年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条　本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和2年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	学校教育実践専攻	−	7	7

	教科教育実践専攻	−	23	23
	計	−	30	30
自然科学研究科	理学専攻	−	−	0
	数学専攻	−	−	0
	情報電気電子工学専攻	−	−	0
	建築学専攻	−	−	0
	計	−	−	0
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	25 (6)	19	44 (6)
	公共政策学専攻	−	−	0
	法学専攻	−	−	0
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	76 (6)	70	146
自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械数理工学専攻	65	65	130
	情報電気工学専攻	103	103	206
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	計	443	443	886
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		598 (6)	622	1,220 (6)

備考　括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。

各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第6条　本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(令和2年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
自然科学研究科	理学専攻	−	−	−		0

	複合新領域科学専攻	−	−	−		0
	産業創造工学専攻	−	−	−		0
	情報電気電子工学専攻	−	−	−		0
	環境共生工学専攻	−	−	−		0
	計	−	−	−		0
社会文化科学教育部	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	46	46	46		138
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、廃止予定の専攻である。

第７条　本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(令和２年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第１年次	第２年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	30	15	45
合計		30	15	45

附　則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則(平成 17 年３月 24 日規則第 52 号)

この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則(平成 18 年２月 23 日規則第 18 号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年2月22日規則第9号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年1月24日規則第22号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月26日規則第56号)
1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員115人については、平成22年度から令和元年度までとし、令和2年度からは110人とする。

附　則(平成22年2月24日規則第10号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年2月24日規則第11号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月22日規則第36号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月29日規則第24号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月31日規則第40号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月12日規則第93号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月18日規則第41号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年2月28日規則第95号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月16日規則第39号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月27日規則第44号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年5月7日規則第303号)

この規則は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

1　この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員110人については、令和2年度から令和3年度までとし、令和4年度からは105人とする。

熊本大学学生定員規則の変更の事由及び変更点

変更の事由

医学部医学科の入学定員を見直すため、所要の改正を行うものである。

変更点

医学部医学科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備すること。

熊本大学学生定員規則の一部改正（案）新旧対照表

熊本大学学則（新）	熊本大学学則（旧）
第１条　（略） （学部、学科、課程及び収容定員） 第２条　本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。 文学部　総合人間学科　歴史学科　文学科　コミュニケーション情報学科 教育学部　小学校教員養成課程　中学校教員養成課程　特別支援教育教員養成課程　養護教諭養成課程　地域共生社会課程　生涯スポーツ福祉課程 法学部　法学科 理学部　理学科 医学部　医学科　保健学科 薬学部　薬学科　創薬・生命薬科学科 工学部　土木建築学科　機械数理工学科　情報電気工学科　材料・応用化学科 2　収容定員は、別に定める。 3　学部に関する規則は、別に定める。 第３条～第 90 条　（略）	第１条　（略） （学部、学科、課程及び収容定員） 第２条　（同左） 第３条～第 90 条　（略）
熊本大学学生定員規則（新）	熊本大学学生定員規則（旧）
(趣旨) 第１条　この規則は、熊本大学学則(平成 16 年４月１日制定)第２条第２項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年４月１日制定)第３条第１項及び熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年４月１日制定)第３条及び熊本大学大学院学則(平成 16 年４月１日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容	(趣旨) 第１条　（同左）

定員又は入学定員を定める。

(学生の収容定員)

第2条　本学の学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(令和2年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
教育学部	小学校教員養成課程	110	110	110	110			440
	中学校教員養成課程	70	70	70	70			280
	特別支援教育教員養成課程	20	20	20	20			80
	養護教諭養成課程	30	30	30	30			120
	地域共生社会課程	－	－	－	－			0

(学生の収容定員)

第2条　本学の学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(平成31年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
教育学部	小学校教員養成課程	110	110	110	110			440
	中学校教員養成課程	70	70	70	70			280
	特別支援教育教員養成課程	20	20	20	20			80
	養護教諭養成課程	30	30	30	30			120
	地域共生社会課程	－	－	－	20			20

教育学部	生涯スポーツ福祉課程	―	―	―	―			0
	計	230	230	230	230			920
理学部	理学科	200	200	200	200			800
	計	200	200	200	200			800
医学部	医学科	110	115	115	115	115	115	685
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	254	259	275	275	115	115	1,293
合計		1,667	1,672	1,753	1,753	170	170	7,185

備考　(学部共通)又は(保健学科共通)は、第3年次編入学定員である。
各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

第3条～第7条　（略）

附　則
1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員115人については、平成22年度から令和元年度までとし、令和2年度からは110人とする。

教育学部	生涯スポーツ福祉課程	―	―	―	40			40
	計	230	230	230	290			980
理学部	理学科	200	200	200	190			790
	計	200	200	200	190			790
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	690
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	259	259	275	275	115	115	1,298
合計		1,672	1,672	1,753	1,803	170	170	7,240

備考　(学部共通)又は(保健学科共通)は、第3年次編入学定員である。
各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

第3条～第7条　（略）

附　則
1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員115人については、平成22年度から令和元年度までとし、令和2年度からは105人とする。

附　則 1　この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員110人については、令和2年度から令和3年度までとし、令和4年度からは105人とする。	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

１．学則変更（収容定員変更）の内容

熊本大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した５名の臨時定員増（平成 29 年度に平成 31 年度まで延長）及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき５名の恒久定員増を、また、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した５名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

平成 31 年度を期限とする 10 名の入学定員について、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、令和 2 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても令和 3 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 630 名から 640 名に変更する。

２．学則変更（収容定員変更）の必要性

熊本県の医療施設に従事する医師数は、人口 10 万人当たり、281.9 人（厚生労働省「平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査」）で、全国平均 240.1 人を上回っている（資料１）。

しかしながら、熊本市と熊本市以外の地域を比較すると、熊本市（熊本圏域）では、413.1 人であるのに対して、熊本市以外の地域では、187.8 人となっている。

特に、最も医師数が多い熊本圏域（413.1 人）と最も少ない阿蘇圏域（136. 3 人）の格差は、約３倍となっており、医師が熊本市に集中している状況であり、地域偏在が編著である。

さらに、平成 18 年から平成 28 年における人口 10 万人当たりの医師数については、熊本市の 64.9 人増に対し、熊本市以外は 19.0 人の増に留まり、医師の地域偏在が拡大している。

また、熊本県の地域医療における将来推計として、2036 年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向にあり、厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性がある。（資料２）。

これまで、熊本大学では、熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点から、平成 19 年度の「緊急医師確保対策」に基づく 5 名の増員及び「経済財政改革の基本方針 2008」に伴う 5 名の増員によって、平成 21 年度から入学定員を 10 名増員した。

さらに平成 22 年度からは「経済財政改革の基本方針 2009」により、熊本県医師修学資金（地域枠）の給付を条件とした推薦入試（地域枠）を新設し、5 名増とした。

今回、熊本県から、上記のような状況を踏まえ、本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、平成 31 年度までに認可を受けた臨時的な定員数 10 名から 2 年間を通じて地域枠の学生を確保できていない定員数 4 名を減じた数 6 名を上限として増員申請数を熊本県と協議し、5 名分の増員を再度申請することとした。

３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更

（１）入学者選抜

熊本大学医学部医学科の平成 31 年度入学者選抜試験は、一般選抜（前期日程 95 名）及び特別選抜（推薦入学（一般枠 15 名、地域枠 5 名））によって実施しており、地域枠 5 名については、熊本県による医師修学資金給付制度により、奨学金を貸与している。

これまで、入学者に対する県内高等学校出身者の占める割合は概ね 30～40％で推移している（資料３）。

令和 2 年度から、県内各地の中核医療機関で医師不足及び特定の診療科の医師確保への対策として、医学科定員を 5 名増員延長し、地域医療を担う医師の養成等を図ることとした（資料４、５）。

なお、受験者の確保を目的として、ホームページ、熊本大学広報誌、オープンキャンパス、県内高等学校長との懇談会、県内高等学校進路指導連絡協議会との懇談会、九州地区国立大学・高等学校連絡協議会及び各種進学説明会等のあらゆる機会を通じて広報活動を行う。

（２）教育課程

１）現行の取組を更に強化するもの（資料６）

① 授業において、地域医療の概要と実態を講義する。この過程で、医学教育モデル・コア・カリキュラムに求められている項目に関して学ばせる。具体的には、地域医療のあり方と熊本県の現状と課題について講義し、医師として地域医療に貢献するためにはいかなる能力を身に付けるべきか、ということを理解させるため、以下の項目を講義する。

（A）４年生「公衆衛生学」講義

年間 47 コマ（１コマ 90 分授業）実施しているが、その中で地域医療に関する講義を充実させ、地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学ばせる。さらに地域における保健（母子保健、老人保健、精神保健、学校保健）・医療・福祉・介護の分野間の連携及び多職種間の連携の必要性を講義し、現状と課題さらにあるべき姿を考察できるよう学生に学ばせる。また、地域保健医療計画、衛生行政、地域保健における保健所の活動について学ばせる。

（具体的な講義項目）

ア　社会保障・社会福祉の理念：　自由権から生存権
　　社会保障の目的・理念：　責任の所在の変遷

イ　地域における福祉施設の体系と機能：　①在宅と施設、②老人関係施設の種類→養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設

ウ　介護保険法制定後の老人福祉・医療施設の現状

エ　地域における健康福祉システム（地域リハビリテーション）

オ　地域保健・保健所の機能

カ　医療法、医療保険制度

（B）４年生「医療と社会」講義

年間 17 コマ（１コマ 90 分授業）実施している「医療と社会」の一部を地域医療の講義にあて、地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学ばせる。また、熊本県における医師の偏在（地域及び診療科）の現状とその理由を学ばせる。さらに地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解させる。

（具体的な講義項目）

キ　地域医療の実際

ク　患者中心の医療

②　実習において、熊本県内の地域医療とそれを取り巻く状況を学修し、地域医療に従事する医師としてどのような実践能力を身につけるべきかを学ばせるため、以下の項目についての実習を行う。

（A）　１年生「早期臨床体験実習Ⅰ」

「早期臨床体験実習Ⅰ」は１年次に 20 コマ（１コマ 90 分授業：終日５日間）を実施しており、その中で地域医療機関や介護老人保健施設の体験実習を行っているが、今後は体制が整えば、保健所についても実施する。もって地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動について、熊本県の地域保健について学ばせる。

（B）　３年生「早期臨床体験実習Ⅲ」

「早期臨床体験実習Ⅲ」は３年次に 22 コマ（１コマ 90 分授業：終日５日間＋半日）を実施しており、その中で地域医療機関（地域開業診療所等）の現状を自らの目で知ることを目的とした見学型実習を行っている。もって熊本県の地域医療について学ばせる。

（C）　４～５年生「臨床実習」

地域医療に貢献するためにはプライマリ・ケアの能力が必要である。そのため、４～５年次の「臨床実習」の際に、救急車同乗実習を行い、熊本市消防署が行っている救急業務の実態を見学し、救急現場での初期対応を学び、併せて熊本市における救急患者受入れ状況を知ることを通し地域救急医療の現状を学ばせる。さらに体制が整えば、災害救急医療におけるトリアージを学ばせる。また、地域医療機関に学生を派遣して、地域のプライマリ・ケアの体験を充実させる。もって地域医療の基礎となるプライマリ・ケアの必要性を理解させ、医師としてどのような実践能力を身に付けるべきかを学ばせる。

（D）　５～６年生「特別臨床実習」

地域医療機関の中から、2015 年に、熊本県北部の地域医療機関の中核である公立玉名中央病院からの寄附を受け、地域医療の実践教育を行う施設として、玉名教育拠点が開設され、寄附講座教員が常駐して、地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。 さらに 2019 年からは、熊本県天草地区の地域医療機関の中核である天草地域医療センターからの寄附を受け、天草教育拠点が開設され地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。これらの施設において、地域医療の実際を体験し、医師としてどのような態度・能力が求められているか学ばせる。

２）今後の取組

①　地域医療の現状と課題の把握

平成 28 年 4 月に設置された「地域医療・総合診療実践学寄附講座」の教員を主体として、熊本県における地域医療の現状、地域医療に求められる医師像、地域医療における医療連携などを教授し、地域医療への関心を醸成する。熊本県地域医療構想についても理解を深めさせる。

②　熊本大学医学部と自治医科大学との交流会の拡大

平成 19 年度から実施している「熊本大学医学部と自治医科大学との交流会」を拡大し、地域医療の必要性等学ばせるコースワークを策定し、自治医科大学生とともに熊本大学医学部学生を参加させる。この際、熊本県健康福祉部や自治医科大学出身の医師などの協力を仰ぎ、熊本県の地域医療の現状と特徴、解決すべき課題等について理解を深めさせる。

③　地域の保健師活動の現状と課題の把握

地域保健における保健所の活動の実際を学ぶことに加え、保健所がカバーできない部分を補っている市町村の保健師活動についても学ぶため、保健師を非常勤講師として招聘し、地域の保健師活動の現状と課題について学ばせる。

④　地域中核病院等での実習体験

地域枠入学者を含む熊本県医師修学資金受給者ならびに希望者を対象として、夏休みに、地域中核病院或いは僻地の一人医師診療所における実習を体験させる。これにより、学生を地域及び僻地医療に積極的に参加・貢献させるとともに、地域における、救急医療、災害医療、在宅ターミナルケアの体制を実地見聞させ、その実際を理解させる。さらに、離島や山間部における僻地医療の実際を体験して、地域医療の現状と課題について学ばせる。

⑤　熊本大学大学院生命科学研究部附属臨床医学教育研究センターと寄附講座の連携

地域医療を含む医学教育全般を統括する組織として「臨床医学教育研究センター」を平成 22 年度に設置し、「地域医療・総合診療実践学寄附講座」との連携を図りながら、地域医療教育を充実させる。

４．その他

（１）地域の医療機関との連携の推進

１）現行の取組

①　地域医療連携センターの設置

地域医療連携を推進するため、平成 12 年度に地域医療連携センターを設置した。同センターでは、患者の目線で適切な診療支援体制を考えており、医療をはじめ、社会福祉制度、介護サービスなどの情報提供や、在宅療養支援、介護保険などの相談支援等の活動を行っている。

②　モービル CCU（冠動脈疾患集中治療救急車）の導入、ヘリポートの設置等

平成 19 年 12 月にモービル CCU を導入し、患者搬送の利便を図った。また、平成 18 年 6 月の新中央診療棟竣工に伴い、同棟屋上に設置したヘリポートの運用を開始した。これにより、熊本県が所有する防災ヘリコプターでの患者搬送が飛躍的に伸びており、現在、月 4～5 回程度のヘリポート利用があり、特に県境の救急患者の受入れを行えるようにし、僻地医療の改善に大きく寄与することが可能となった。

③　都道府県がん診療連携拠点病院

熊本大学病院は、平成 18 年 8 月 24 日付けで都道府県がん診療連携拠点病院に指定された。

現在、熊本大学病院に、熊本県がん診療連携協議会を、当協議会の下部組織として、がん診断部会、化学療法部会、放射線療法部会、緩和ケア部会、相談支援・情報連携部会、がん登録部会の 6 部会を設置し、熊本県における「がん医療の均てん化」に向けた各種の取組を推進している。

④　NICU（新生児集中治療室）等の整備

平成 21 年度に「周産期医療環境整備事業（NICU 等設置)」に選定されたのを受け、周産期医療分野の環境整備を図り、ハイリスクが予測される母体又は胎児受入れを可能とする機能強化に取り組んでいる。

具体的には、新生児医療部門に新生児集中治療室（NICU）12 床、回復保育室（GCU）12 床を、更に周産期医療部門に母体・胎児集中治療室（MFICU）6 床を整備し、平成 23 年 4 月に熊本県内で２番目の総合周産期母子医療センター施設認定を受けた。

⑤　大学直営の学内保育所の設置

女性医師等にとって働きやすい環境を整備し、その定着を図るため、昭和 45 年 4 月に熊本大学病院敷地内に設置し老巧化していた保育所を、男女共同参画推進事業の一環として、医学部地区に園舎を新設した。熊本大学直営として平成 21 年 4 月 1 日に開園し、園児の受入れを行っている。

⑥　学生実習受入施設への説明会の開催

早期臨床体験実習Ⅰ，III 等の学外実習において、学生の受入れがある地域の医療施設に対して説明会を開催している。実習の趣旨や実施方法を説明するとともに、施設間で、これまでの受入れ経験に基づく教育・指導方法について情報交換する場を提供している。

２）今後の取組

①　臨床研修のための地域医療機関の指導医等への教育 FD（実習目的・指導方法等）を実施して、医学部と連携した地域医療教育の向上を図る。

②　総合臨床研修センターでのスキルスラボの充実を図る。具体的には、地域医療を担う医学部生や卒後臨床研修医の医療技術の修得・向上を目的とした、基本的救命処置シミュレーター、心音シミュレーター、肺音シミュレーター等の各種臨床実地トレーニングシステムを整備する。

（２）その他の地域医療貢献策

１）医学部及び熊本大学病院等でのこれまでの取組

①　地域医療機関との連携

　地域医療に関する卒前の継続的な教育、総合診療（専門）医の育成や地域の医療機関における診療支援に関連する研究を行うことを目的として、「地域医療・総合診療実践学寄附講座」が平成２８年４月に設置された。特任教員５名が配置され、「地域医療」と「総合診療科」の２つのプログラムを提供しており、「地域医療」では、学生が県内の協力病院へ赴き、泊まり込みでの実習を行い、「総合診療科」では、大学病院内の総合診療科で実習を行っている。

②　熊本県地域医療対策協議会への参画

　病院長が委員として参画し、地域医療等の行政に専門的な立場から意見を述べている。

③　総合臨床研修センターの設置

　熊本大学病院は、医師の卒前・卒後教育の充実を図るとともに、コ・メディカル部門の教育・研修支援及び地域の医療従事者に対するリカレント教育を実施するため、平成 15 年度に総合臨床研修センターを設置した。

　新研修医制度の施行により、現在、卒後臨床研修管理委員会が管理する研修プログラムに基づき、同センターに研修医を受け入れるとともに、研修医セミナーや研修医指導者研修等を実施し、医師の初期教育における総合的支援を行っている。

　また、平成 18 年度に同センター施設が新中央診療棟７階に完成したことによって、各診療科等が実施する地域の医療従事者を含めた研修会の活動スペースが確保された。

　なお、同センターでは、地域の医療従事者を対象とした ICLS（心肺蘇生法）の講習会

を毎年５回程度開催している。

２）医学部及び熊本大学病院等での今後の取組

①　今後のがん医療の均てん化に向けた取組

熊本県は、がん対策基本法（平成 19 年 4 月施行）に基づき、平成 30 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「第 3 次熊本県がん対策推進計画」を策定した。

熊本大学病院においては、熊本県と連携しながら、当該計画に基づいた各種活動を展開している。

②　臨床シミュレーションシステムを活用した医療人教育の促進

総合臨床研修センターにおいては、平成 19 年度に臨床シミュレーションシステムを導入した。

現在、当該システムを活用した研修プログラムを作成するため、臨床シミュレーションシステムワーキンググループを組織して検討を行っており、現段階で 8 つの医療分野（心肺蘇生法関係、身体診察関係、穿刺手技関係、内視鏡手技関係、産婦人科関係、外科手技関係、麻酔手技関係、看護教育関係）で 27 種類の教育プログラム案を作成するとともに、同施設利用に当たって、関係規則の整備を進めている。

今後は、院内の医療教育に活用し、更に充実を図った上で、地域の医療関係者に対しても、心肺蘇生法など今日の医療従事者全員が必要とする基礎的臨床能力や医療の職種ごとに必要とされる能力の向上、さらには内視鏡・外科・麻酔といった専門的な臨床能力の修得まで、幅広い分野においてシミュレーション教育を提供できる体制を整備し、地域における医療教育の中心的な役割を担うことを目指している。

③　救急医療体制の構築

救急医療は「医の原点」といわれ、社会のセーフティネットの一つとして地域住民の安心・安全の確保のために不可欠な医療である。熊本県唯一の大学病院である熊本大学病院は二次および三次救急医療機関の指定を受け、軽症から重症（救命救急医療）まで、多種多様な救急患者を受け入れている。救急外来では、救急専門医数名を含むスタッフ医師を中心に、必要に応じて専門診療科の協力を得ながら初期診療を行い、重症患者は集中治療部（ICU）や高度治療室（HCU）に入室して高度な入院治療を行っている。

熊本大学病院の救急部門の体制整備により、医学科の臨床実習や卒後臨床研修における救急医学教育の場を提供している。

資料目次

資料１　熊本県の医師の状況

資料２　熊本県の地域医療における将来推計

資料３　志願者・入学者における県内高等学校出身者等の推移

資料４　令和 2 年度熊本大学入学者選抜要項（抜粋）

資料５　熊本県医師修学資金制度のお知らせ

資料６　熊本大学医学部医学科モデルカリキュラム

熊本県の地域医療における現状・課題

令和元年7月2日 第1回熊本県地域医療対策協議会資料を再掲

1. 県内の医療施設従事医師数

◆本県の医師の**約６割が熊本市に集中**。
「熊本」及び「芦北」を除く９圏域で、全国平均を下回っている。

熊本県の医師数（実数）：5，001人

＜人口10万人当たりの医師数＞
熊本県　：281．9人
熊本市外：187．8人
全国　　：240．1人

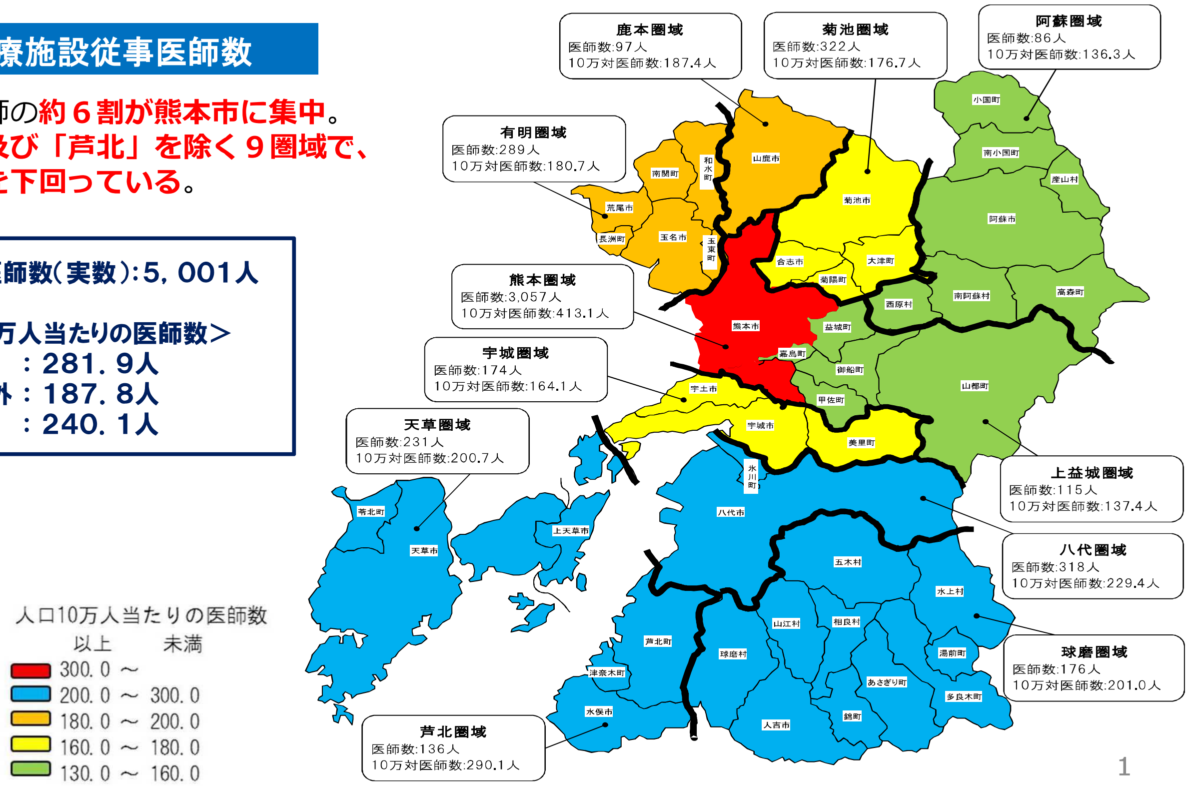

1

【厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に熊本県医療政策課作成】

熊本県の地域医療における現状・課題

令和元年7月2日 第1回熊本県地域医療対策協議会資料を再掲

2. 県内の医療施設従事医師数の推移（H18→H28）

- 熊本市内の医師が521人増加したのに対し、熊本市外の医師は74人の増加。
- 人口10万対医師数は、熊本市内は64.9人増加したのに対し、熊本市外は19.0人の増加に留まる。

≪医療施設医師数≫

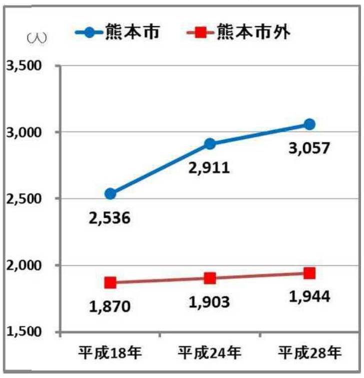

≪人口10万対医療施設医師数≫

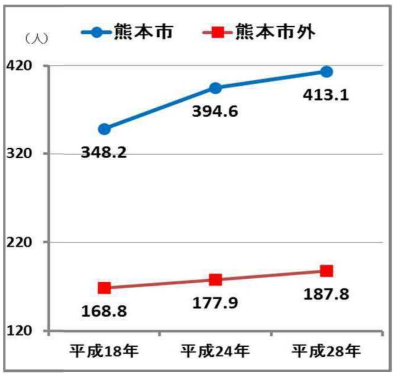

（単位：人）

圏域	平成18年	平成24年	平成28年	平成18年→平成28年 増減数	増減率
全国	206.3	226.5	240.1	33.8	16.4%
熊本県	240.0	266.4	281.9	41.9	17.5%
熊本・上益城	468.1	530.7	550.5	82.4	17.6%
熊本市	**348.2**	**394.6**	**413.1**	**64.9**	**18.6%**
上益城郡	119.9	136.1	137.4	17.5	14.6%
宇城	145.8	167.3	164.1	18.3	12.6%
有明	169.8	167.9	180.7	10.9	6.4%
鹿本	165.9	175.5	187.4	21.5	13.0%
菊池	166.2	175.6	176.7	10.5	6.3%
阿蘇	113.3	121.2	136.3	23.0	20.3%
八代	194.8	205.5	229.4	34.6	17.8%
芦北	251.2	266.1	290.1	38.9	15.5%
球磨	179.4	179.6	201.0	21.6	12.0%
天草	182.8	196.5	200.7	17.9	9.8%
熊本市外	**168.8**	**177.9**	**187.8**	**19.0**	**11.3%**

【厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に熊本県医療政策課作成】

2

出典：令和元年10月1日開催第2回熊本県地域医療対策協議会資料より抜粋

熊本県の地域医療における将来推計

1. 人口・医療需要の推計

- 2036年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向。
- ただし、圏域ごとに見ると、2036年に向けて医療需要が増加又は現状維持となるのは熊本・上益城、宇城及び菊池圏域のみ。

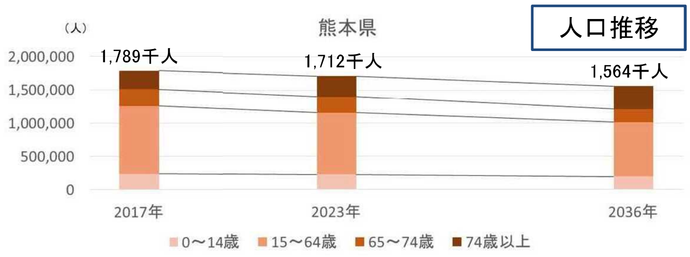

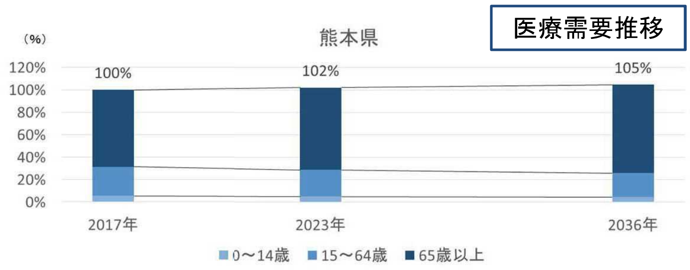

二次医療圏名	医療需要の推移（2017年を100%）	
	2023年	2036年
県全体	102%	105%
熊本・上益城	108%	118%
宇城	101%	100%
有明	98%	92%
鹿本	96%	90%
菊池	107%	121%
阿蘇	98%	93%
八代	97%	92%
芦北	94%	83%
球磨	95%	87%
天草	94%	84%

【厚生労働省「平成30年度医師偏在指標作成支援データ集」を基に熊本県医療政策課作成】

令和元年7月2日 第1回熊本県地域医療対策協議会資料を一部改編のうえ再掲

熊本県の地域医療における将来推計

2. 厚生労働省資料に基づく2036年の必要医師数

- 厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性。

将来時点（2036年）における必要医師数

※下位：過去の医師増減実績を最小に見積もっても達成できる医師数
上位：過去の医師増減実績を最大に見積もった時の医師数

二次医療圏名	2036年				
	必要医師数①	供給推計		過剰医師数（②−①）	不足医師数（③−①）
		下位②	上位③		
熊本県全体	4086	4576	6476	−	−
熊本・上益城	2264	2955	4181	690	−
宇城	289	147	208	−	▲ 81
有明	396	253	358	−	▲ 38
鹿本	139	87	123	−	▲ 17
菊池	500	283	401	−	▲ 99
阿蘇	190	75	106	−	▲ 84
八代	355	294	416	−	−
芦北	131	125	177	−	−
球磨	241	156	220	−	▲ 21
天草	306	202	285	−	▲ 21

（厚生労働省 医師需給分科会資料（H31.3.22））

出典：令和元年10月1日開催第2回熊本県地域医療対策協議会資料より抜粋

志願者・入学者における県内高等学校出身者等の推移

【一般選抜及び特別選抜（推薦）】

区分	入学定員	全体		熊本県内			九州内（熊本県を除く）			九州外		
		志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合
平成20年度	100	1365	101	289	32	32%	502	43	43%	574	26	25%
平成21年度	110	886	111	243	41	37%	329	49	44%	314	21	19%
平成22年度	115	871	116	272	45	39%	349	55	47%	250	16	14%
平成23年度	115	923	116	290	52	45%	354	44	38%	279	20	17%
平成24年度	115	1133	116	292	42	36%	415	35	30%	426	39	34%
平成25年度	115	868	116	210	40	34%	352	56	48%	306	20	18%
平成26年度	115	609	116	141	26	22%	270	54	47%	198	36	31%
平成27年度	115	770	115	149	31	27%	299	54	47%	322	30	26%
平成28年度	115	411	115	107	36	31%	151	52	45%	153	27	24%
平成29年度	115	599	116	132	42	36%	184	37	32%	283	37	32%
平成30年度	115	410	115	116	40	35%	147	46	40%	147	29	25%
平成31年度	115	620	116	129	45	39%	209	50	43%	282	21	18%

【特別選抜（推薦）一般枠】

区分	入学定員	全体		熊本県内			九州内（熊本県を除く）			九州外		
		志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合
平成20年度	10	37	10	5	2	20%	23	7	70%	9	1	10%
平成21年度	15	45	15	11	4	27%	21	7	47%	13	4	26%
平成22年度	15	53	15	8	5	33%	34	10	67%	11	0	0%
平成23年度	15	48	15	6	4	27%	30	10	67%	18	1	6%
平成24年度	15	69	15	7	5	33%	43	7	47%	19	3	20%
平成25年度	15	36	15	5	3	20%	24	12	80%	7	0	0%
平成26年度	15	36	15	6	2	13%	19	11	73%	11	2	14%
平成27年度	15	43	15	4	3	20%	26	11	73%	13	1	7%
平成28年度	15	42	15	7	3	20%	21	10	67%	14	2	13%
平成29年度	15	39	15	8	7	47%	17	5	33%	14	3	20%
平成30年度	15	72	15	7	4	27%	34	7	47%	31	4	26%
平成31年度	15	75	15	11	5	33%	23	7	47%	41	3	20%

【特別選抜（推薦）地域枠】

区分	入学定員	全体		熊本県内			九州内（熊本県を除く）			九州外		
		志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合
平成20年度		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平成21年度		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平成22年度	5	7	5	7	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成23年度	5	13	5	13	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成24年度	5	11	5	11	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成25年度	5	8	5	8	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成26年度	5	10	5	10	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成27年度	5	10	5	10	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成28年度	5	11	5	11	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成29年度	5	13	5	13	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成30年度	5	18	5	18	5	100%	－	－	－	－	－	－
平成31年度	5	15	5	15	5	100%	－	－	－	－	－	－

推薦入試Ⅱ（地域枠）（大学入試センター試験を課す）

実施学部・学科名	医学部　医学科
募集人員	5人（※）
出願要件	熊本県内の高等学校から募集し，推薦できるのは一つの学校から2人以内とします。 なお，推薦入試Ⅱ（一般枠）との併願はできません。 志望学科への入学の意志が強固，かつ将来，熊本県の地域医療を目指す者で，次の(1)～(4)までの全ての要件を満たすもの (1)　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成31年3月以降に卒業した者及び令和2年3月卒業見込みの者 (2)　上記（1）の教育施設における評定平均値が4.0以上であって，将来，熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 (3)　令和2年度大学入試センター試験の5教科7科目以上（選抜方法等欄参照）を受験した者 (4)　合格した場合，熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し，在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注） （注）卒業後の決められた一定期間，熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます。
選抜方法等	大学入試センター試験，推薦書，調査書，志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判定します。 大学入試センター試験で受験を要する教科・科目 国　：国語・・・・・1 地歴：世B，日B，地理B 公民：現社，倫，政経，倫・政経　｝から1 数　：数Ⅰ・数A・・・・・1 　　　数Ⅱ・数B，簿，情報から1　｝2 理　：物，化，生から2 外　：英，独，仏，中，韓から1 〔5教科7科目〕 （注）「簿」及び「情報」を選択解答できる者は，出願要件となる教育施設においてこれらの科目を履修した者に限ります。
出願期間	令和2年1月20日（月）～令和2年1月24日（金）
選抜期日	令和2年2月8日（土）
合格発表日	令和2年2月12日（水）
その他	※　本入試は予定であり，令和元年6月時点では実施が確定していません。確定後の実施の有無等は，熊本大学ウェブサイトや推薦入試学生募集要項で確認してください。

熊本県医師修学資金制度のお知らせ

推薦入試Ⅱ（地域枠）による合格者は、熊本県医師修学資金の貸与を受けていただきます。この修学資金は、医師が不足している地域の医師確保を目的としたもので、大学卒業後の一定期間、知事が指定する地域の病院等※で勤務した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

※知事の指定する病院及び診療所で、熊本県内の公的な医療機関を中心とした３５施設

１　貸与内容

対象者	熊本大学医学部医学科推薦入試Ⅱ（地域枠）入学者 ※熊本県内の高等学校からの推薦者が対象 ※選抜は熊本大学が実施
貸与額 （定額）	①　入学料相当額　282,000 円（入学年度のみ） ②　授業料相当額　535,800 円（年額） ③　生活費相当額　75,000 円（月額）　※６年間の貸与総額見込み：8,896,800 円
定員数	５人

２　返還免除の要件等

貸与期間と義務年限※	貸与期間：入学年度の４月から、大学を卒業する日の属する月 義務年限：貸与期間の 1.5 倍に相当する期間 ・貸与期間：６年間の場合　⇒　義務年限：９年間 ※大学卒業後、知事指定病院等で医師として勤務する期間
返還免除の要件	①　大学卒業後、２年以内に医師の免許を取得すること。 ②　医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（熊本大学医学部附属病院又は県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。 ③　臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。 ④　返還免除に必要な指定病院等での勤務期間を満たすこと。　等

３　申請方法

申請書類	熊本大学医学部医学科推薦入試Ⅱ（地域枠）の合格者に対して、手続案内を送付しますので、「貸与申請書」「誓約書」「住民票の写し」を提出してください。
提出先	〒８６０－８５５６　熊本市中央区本荘１丁目１番１号 熊本大学生命科学系事務課　医学事務チーム教務担当
申請期間（予定）	３月

4　医師修学資金貸与医師のキャリアパス例

パターン①（最短の９年間で返還免除となる場合）

① 初期臨床研修	② 後期研修	③ 地域の医療機関に勤務	④ 地域の医療機関に勤務	⑤ 地域の医療機関に勤務		
義務	（任意：県内は１年間まで義務年限に算入）	基幹型臨床研修病院等（第１グループ）	へき地医療拠点病院等の病院（第２グループ）	その他の指定病院等（第３グループ）	義務年限終了	→ 大学病院診療科 各種医療機関 研究機関 行政機関 など
２年	１年	２年以内	２年以上	９年－（①+②+③+④）		

専門医資格取得

※第１、第２、第３グループの順序は変更可

９年間

パターン②（義務年限期間外の後期研修を受ける場合）

① 初期臨床研修	② 後期研修	③ 後期研修	④ 地域の医療機関に勤務	⑤ 地域の医療機関に勤務	⑥ 地域の医療機関に勤務		
義務	（任意：県内は１年間まで義務年限に算入）	（任意：義務年限に算入しない	基幹型臨床研修病院等（第１グループ）	へき地医療拠点病院等の病院（第２グループ）	その他の指定病院等（第３グループ）	義務年限終了	→ 大学病院診療科 各種医療機関 研究機関 行政機関 など
２年	１年		２年以内	２年以上	９年－（①+②+④+⑤）		

専門医資格取得

※第１、第２、第３グループの順序は変更可

最大１５年間（※大学院へ進学する場合の期間も含む）

※ 新専門医制度における専門医資格取得のために、１年を超えて後期研修を受けることができますが、義務年限期間に算入できるのは、県内医療機関での１年間までです。

5　知事が指定する病院等

第１グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
2		地方独立行政法人	病院	公立玉名中央病院
3	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
4	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本再春医療センター
5	八代圏域	独立行政法人	病院	労働者健康安全機構熊本労災病院
6		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
7	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
8	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
9	天草圏域	医師会	病院	天草郡市医師会立天草地域医療センター
10		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院

第２グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
2		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
3	上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
4	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
5	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
6		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
7		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
8		天草市	病院	天草市立栖本病院

第３グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本南病院
3		熊本県	病院	こども総合療育センター
4		宇城市	病院	宇城市民病院
5		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
6	有明圏域	地方独立行政法人	病院	玉名地域保健医療センター
7		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
8	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
9		独立行政法人	病院	国立病院機構・菊池病院
10	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
11		医師会	病院	八代北部地域医療センター
12	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
13		医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院
14	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
15	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
16	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
17		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所

6　そ の 他

地域医療の現場では、保健や福祉、行政等の関係者とも密に連携し、医療の面から地域をコーディネートする役割を持った総合診療専門医の活躍が期待されています。修学資金貸与学生等を対象にしたゼミ、実習、セミナー等へは、できる限り参加をお願いします。

©２０１０　熊本県　くまモン

7　問い合わせ先　熊本県 医療政策課

電話　０９６－３３３－２２０４（直通）

E-mail：iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

熊本大学医学部医学科モデルカリキュラム

【1年次】

区分	授業科目	単位	強化する事項
専門基礎科目	医学情報処理	2	
	早期臨床体験実習Ⅰ	1.5	これまでの地域医療機関や介護老人保健施設の他に、保健所の見学を実施し、地域保健医療計画、衛生行政等の熊本県における地域保健を学ばせる。また、新たな実習の受入先として、特色のある地域医療機関を開拓する。
	分子細胞生物学Ⅰ	2	
	医学概論	1	
	最新医学セミナー	2	
	行動科学Ⅰ	1	
基礎医学科目	分子遺伝学	1.5	
	人体発生・肉眼解剖学	3	
	生化学I	1.5	
	生化学II	1.5	
	生理学I	3	

【2年次】

区分	授業科目	単位	強化する事項
専門基礎科目	早期臨床体験実習Ⅱ	1	
	放射線基礎医学	1	
	医学英語	2	
基礎医学科目	解剖学実習	4	
	神経解剖学	2	
	組織学	4	
	生理学II	3	
	免疫学	2	
	感染防御学	2	
	微生物学(寄生虫病学を含む。)	3	
	薬理学	4.5	
	病理学I	2	
	病理学II	3.5	

【3年次】

専門基礎科目	早期臨床体験実習Ⅲ	1	地域医療を身近に感じられる地域の中核病院や熊本市内・市外の地域医療機関(診療所等)での体験実習を通して、熊本県における地域医療の現状、地域医療に求められる医師像、地域医療への関心を醸成する。
	行動科学Ⅱ	1	
	医療と情報	1	
基礎医学科目	基礎一般実習コース	6	
	基礎演習	10	
臨床医学科目	呼吸器内科学	2.5	
	消化器内科学	2.5	
	血液・膠原病・内科学	3.5	
	腎臓内科学	2.5	
	代謝・内分泌内科学	3.5	
	循環器内科学	2.5	
	心臓血管外科学	1	
	呼吸器外科学	1	
	消化器外科学	3.5	
	乳腺・内分泌外科学	1	
	泌尿器科学	1	
	産科婦人科学	2	
	皮膚科学	2.5	
	整形外科学	2.5	
	歯科口腔外科学	1	
	耳鼻咽喉科学	2.5	
	眼科学	1	
	脳神経内科学	2.5	
	神経精神医学	2.5	
	脳神経外科学	2.5	
	画像診断学	1	
	臨床検査医学	1.5	

【4年次】

専門基礎科	医療と社会	1	地域医療に求められる医師としての役割と機能などの地域医療の在り方の他に、熊本県における医師の偏在（地域及び診療科）の現状とその理由を学ばせ、地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解させる。
基礎医学科目	公衆衛生学	4	地域における福祉施設の体系と機能、介護保険法制定後の老人福祉・医療施設の現状、地域における健康福祉システム、地域保健・保健所の機能に係る講義について、個別の対面的実習を取り入れ教育を強化する。また、保健師を非常勤講師として招聘し、地域の保健師活動の現状と課題について学ばせる。
	法医学	3	
	生命倫理学	2	
臨床医学科目	小児科学（小児発達学を含む。）	3	
	小児外科学	1	
	麻酔科学	2.5	
	総合診療学	1	
	腫瘍医学	2	
	救急医学	1	
	臨床腫瘍学	1	
	臨床実習入門	4	
	チュートリアル実習(総合講義を含む。)	2.5	
	臨床形態診断学	1	
	漢方医学	1	

【5年次】

臨床医学科目	臨床実習	26	地域開業診療所に学生を派遣し、地域のプライマリ・ケアの体験を充実させ、もって地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解させ、医師としてどのような実践能力を身につけるべきかを学修させる。
	特別臨床実習	38	地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し実践教育の場を提供することを目的に、地域医療機関の中核である2施設に開設した教育拠点において、地域医療の実際を体験し、医師としてどのような態度・能力が求められているか学修させる。

【6年次】

臨床医学科目	特別臨床実習	38	地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し実践教育の場を提供することを目的に、地域医療機関の中核である2施設に開設した教育拠点において、地域医療の実際を体験し、医師としてどのような態度・能力が求められているか学修させる。

写

令和２年度
医学部入学定員増員計画

熊大経企第２２号
令和元年９月９日

文部科学省高等教育局長　殿

国立大学法人熊本大学長
原　田　信　志　㊞

「地域の医師確保等の観点からの令和２年度医学部入学定員の増加について（令和元年９月２日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

＜連絡先＞

責任者連絡先	職名・氏名	経営企画本部課長　・　三浦　牧人
	TEL	０９６－３４２－３９７１
	FAX	０９６－３４２－３００７
	E mail	sgo-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

大学名	国公私立
熊本大学	**国立**

1．現在（令和元年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
115			690

（収容定員計算用）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
（ア）入学定員	115	115	115	115	115	115	690
（イ）2年次編入学定員							0
（ウ）3年次編入学定員							0
計	115	115	115	115	115	115	690

２．本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和2年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105			630

（収容定員計算用）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
（ア）入学定員	105	105	105	105	105	105	630
（イ）2年次編入学定員							0
（ウ）3年次編入学定員							0
計	105	105	105	105	105	105	630
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

3．令和2年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110			640

（収容定員計算用）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
（ア）入学定員	110	110	105	105	105	105	640
（イ）2年次編入学定員							0
（ウ）3年次編入学定員							0
計	110	110	105	105	105	105	640
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

増員希望人数	5

（内訳）

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	5
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増（歯学部振替枠）	
計	5

１. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	5

（1）対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	熊本県	5
大学所在地以外の都道府県		
計		5

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（2）修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	H30地域枠定員（※1）	H30貸与者数（※2）	R1地域枠定員（※1）	R1貸与者数（※2）	H30とR1の貸与者数のうち多い方の数
熊本県	10	6	10	5	6
					0
					0
					0
					0
					0
計	10	6	10	5	6

（※1）臨時定員分のみご記入ください。
（※2）恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。
※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（3）令和2年度地域の医師確保のための入学定員増について

1．大学が講ずる措置

1－1．地域枠学生の選抜

①<u>令和元年度に実施した</u>地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	開始年度	備考
熊本県医師修学資金地域枠（推薦入試Ⅱ（地域枠））	（ⅰ）推薦入試（指定校推薦を含む）	別枠（先行型）	5	5	大学入試センター試験，推薦書，調査書，志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800 字程度）及び面接の成績により総合的に判断します。	推薦要件は，志望学科への入学の意志が強固，かつ将来，熊本県の地域医療を目指す者で，次の(1)～(4)までの全ての要件を満たすもの（1）高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成30 年3 月以降に卒業した者及び平成31 年3 月卒業見込みの者（2）上記（1）の教育施設における評定平均値が4.0 以上であって，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者（3）平成31 年度大学入試センター試験の5 教科7 科目以上（「3．選抜方法」参照。）を受験した者（4）合格した場合，熊本県医師修学資金の貸与を受け，入学することを確約できる者	H22	
熊本県医師修学資金一般枠（推薦入試Ⅱ（一般枠）・一般入試）	（ⅳ）その他※備考欄に詳細を記入	手挙げ（事後）	5	5	（推薦入試Ⅱ（一般枠））大学入試センター試験，推薦書，調査書及び面接の成績により総合的に判定します。 （一般入試）大学入試センター試験（国語，地歴・公民，数学，理科，外国語），個別学力検査（数学，理科，外国語）及び面接を課します。幅広く基礎学力，論理的思考力，判断力，表現力，問題解決能力及び医学への意欲の観点から総合的に評価・選抜を行います。	（推薦入試Ⅱ（一般枠））志望学科への入学の意志が強固な者で，次の(1)～(4)の全ての要件を満たすもの（1）次のいずれかに該当する者① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成31 年3 月卒業見込みの者（平成30 年度中に卒業を認められる者を含む。）② 高等専門学校の第3 学年を平成31 年3 月修了見込みの者③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を平成31 年3 月修了見込みの者（平成30 年度中に修了を認められる者を含む。）（2）上記（1）の教育施設における評定平均値が4.0 以上であって，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者（3）平成31 年度大学入試センター試験の5 教科7 科目以上（「3．選抜方法」参照。）を受験した者（4）合格した場合，入学することを確約できる者 （一般入試）次の(1)～(3)のいずれかに該当する者で，かつ，志望する学部・学科・課程・専攻が指定する平成31 年度大学入試センター試験の教科・科目（指定する教科・科目以上を受験した者を含む）を受験した者とします。(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成31 年3月までに卒業見込みの者(2) 通常の課程による12 年の学校教育を修了した者及び平成31 年3月までに修了見込みの者（※1）※1 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者（見込みの者）が該当します。(3) 学校教育法施行規則（昭和22 年文部省令第11 号）第150 条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成31 年3月31 日までにこれに該当する見込みの者（次のア～カに該当する者）ア．外国において学校教育における12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものイ．文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者ウ．専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者エ．文部科学大臣の指定した者オ．高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で，18 歳に達したものカ．本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの	H21以前	推薦入試Ⅱ（一般枠）または一般入試により、医学部医学科に新たに入学する者及び在学生のうち貸与を希望する者から5 人を上限として選考する。貸与者が募集定員に満たない場合には、年度途中に追加募集を実施する。

合計			10	10				

（※1）貴大学の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②**<u>令和2年度に実施する</u>**地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※1）	出願要件（※1）	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
熊本県医師修学資金地域枠（推薦入試Ⅱ（地域枠））	（ⅰ）推薦入試（指定校推薦を含む）	別枠（先行型）	5	5	大学入試センター試験，推薦書，調査書，志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判断します。	推薦要件は，志望学科への入学の意志が強固，かつ将来，熊本県の地域医療を目指す者で，次の（1）～（4）までの全ての要件を満たすもの（1）高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成31年3月以降に卒業した者及び令和2年3月卒業見込みの者（2）上記（1）の教育施設における評定平均値が4.0以上であって，将来，熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任を もって推薦できる者（3）令和2年度大学入試センター試験の5教科7科目以上（「3．選抜方法」参照。）を受験した者（4）合格した場合，熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し，在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注） （注）卒業後の一定期間，熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます。	H22	
合計			5	5				

（※1）貴大学にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

１－２. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和2年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には、必修科目「早期臨床体験実習Ⅰ」にて、療養型病院など地域の医療・介護・福祉の現場で患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学び、3年次には、必修科目「早期臨床体験実習Ⅲ」にて、熊本県内各地の診療所等での体験実習を通し、地域医療への理解を深めている。また、平成30年度より「特別臨床実習」の地域医療実習を必修化し、地域医療に関する教育を充実させている。	（参考：記入例） 1～2年次には、「〇〇」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和2年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成21年度から地域枠による増員を開始し、熊本県医師修学資金地域枠の周知、地域枠学生へのキャリア形成支援などの取組を行ってきた。令和元年度までに77名の地域枠学生を確保し、そのうち16名が現在、臨床研修を終え、県内の各地域で医師として地域医療に貢献している。	（参考：記入例） 平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和元年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者（※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	早期臨床体験実習Ⅰ	全員	必修	必修	実習	1.5	H27
2	早期臨床体験実習Ⅱ	全員	必修	必修	実習	1	H28
3	早期臨床体験実習Ⅲ	全員	必修	必修	実習	1	H29
4	医療と社会	全員	必修	必修	講義	1	R1
4	公衆衛生学	全員	必修	必修	講義	4	H21以前
5,6	特別臨床実習	全員	必修	必修	実習	38	H30

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載くださ
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者（※1）	都道府県との連携	期間（例：○週間）	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度
全学年	夏季地域医療特別実習	全員	熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」が主体として開催	3日間	熊本県医師修学資金被貸与者と自治医科大学生(熊本県出身)が協力し、聞き取り調査等により、地域の問題点を探り出す。	H21以前
全学年	地域医療ゼミ	全員	熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」が主体として開催	毎月1回開催	地域医療に関して、教員によるレクチャー、学生による発表会を実施。	H21以前

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和元年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2．都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第４条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額　（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	（診療科の限定がある場合）その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無（※1）			
熊本県	5	新入生	75,000	8,896,800	(1)大学卒業後、2年以内に医師免許を取得すること。 (2)医師免許取得後、直ちに条例で定める病院で臨床研修に従事すること。 (3)臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。 (4) 上記(2)及び(3)の期間は、医師修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間とする。	④その他（備考欄に記入）	○	×		地域枠受験者の面接（医学科教員3名）後、引き続き熊本県医師修学資金面接（熊本県職員及び熊本大学病院地域医療支援センター職員）を実施。両面接終了後、熊本県医師修学資金面接合格者のうち、推薦入試（地域枠）合格者の上位5名を対象学生とする。

（※1）○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
熊本県地域医療支援機構（地域医療支援センター）及び熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」による取組	熊本県医師修学資金被貸与者への個人面談実施（年1回以上）、地域医療ゼミ・セミナー・講演会の開催、夏季地域医療特別実習の実施等	H21以前

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3．その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

オープンキャンパスに参加する受験生や保護者等を対象に熊本県医療政策課による熊本県医師修学資金の説明の時間を設け、より広く制度を周知。

平成３１年度（２０１９年度）
推薦入試　学生募集要項

○推薦入試Ⅰ（大学入試センター試験を課さない）

文　学　部
法　学　部

○推薦入試Ⅱ（大学入試センター試験を課す）

教 育 学 部
医　学　部
薬　学　部
工　学　部

インターネットによる出願受付のみ

熊本大学
Kumamoto University

2．医　学　部　医　学　科（一般枠）

1．募集人員

医　学　科　　　　　　　15 人

2．推薦の要件

推薦人員は，一つの学校から１人とします。ただし，熊本県，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，宮崎県，鹿児島県の学校については，２人以内とします。

なお，推薦入試Ⅱ（地域枠）との併願はできません。

志望学科への入学の意志が強固な者で，次の(1)～(4)の全ての要件を満たすもの

（１）次のいずれかに該当する者

①　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成 31 年 3 月卒業見込みの者（平成 30 年度中に卒業を認められる者を含む。）

②　高等専門学校の第 3 学年を平成 31 年 3 月修了見込みの者

③　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を平成 31 年 3 月修了見込みの者（平成 30 年度中に修了を認められる者を含む。）

（２）上記（１）の教育施設における評定平均値が 4.0 以上であって，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者

（３）平成 31 年度大学入試センター試験の 5 教科 7 科目以上（「３．選抜方法」参照。）を受験した者

（４）合格した場合，入学することを確約できる者

3．選抜方法

大学入試センター試験，推薦書，調査書及び面接の成績により総合的に判定します。

大学入試センター試験で受験を要する教科・科目

学　　科	教　科　・　科　目
医　学　科	国　：国語・・・・・1 地歴：世Ｂ，日Ｂ，地理Ｂ ｝から 1 公民：現社，倫，政経，倫・政経 ｝ 数　：数Ⅰ・数Ａ・・・・・1 ｝2 　　　数Ⅱ・数Ｂ，※簿，※情報から 1 ｝ 理　：物理，化学，生物から 2 外　：英，独，仏，中，韓から 1 〔5 教科 7 科目〕

(注)　１．「地歴」及び「公民」の教科について，2 科目を受験している者の成績は，第１解答科目の成績を採用します。

２．「地歴」と「公民」の教科について，第１解答科目が医学科の指定した利用教科・科目でなく，第 2 解答科目が医学科の指定した利用教科・科目である場合は，当該利用教科・科目を「０点」として取り扱います。

３．大学入試センター試験で受験を要する教科・科目欄中※印の科目を選択解答できる者は，出願要件となる教育施設においてこれらの科目を履修した者に限ります。

４．評価基準・配点

【面　接】

医学科の教育を受けるために必要な基礎学力，科学的・知的探究心，医学に対する熱意と適性，柔軟な思考力，高等学校における活動状況を参考とします。

調査書，推薦書を参考にしながら，複数の面接官による個人面接を実施します。

【配　点】

<table>
<tr><td rowspan="3">区分 / 学科</td><td colspan="6">大学入試センター試験</td><td colspan="2">個別学力検査等</td><td rowspan="3">合計</td></tr>
<tr><td colspan="5">教科・科目等</td><td rowspan="2">計</td><td rowspan="2">面接</td><td rowspan="2">計</td></tr>
<tr><td>国語</td><td>地歴・公民</td><td>数学</td><td>理科</td><td>外国語</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医　学　科</td><td>200</td><td>100</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td rowspan="2">100</td><td rowspan="2">15</td><td rowspan="2">15</td><td rowspan="2">115</td></tr>
<tr><td colspan="5">合計点を 100 点に換算する</td></tr>
</table>

※　大学入試センター試験で課す「外国語『英語』」については，筆記（200 点満点）とリスニング（50 点満点）の合計点を 200 点満点に圧縮したうえで，学科における配点のとおり換算します。

５．合否判定基準

① 平成 31 年度大学入試センター試験の**5 教科 7 科目以上を受験し，かつ，7 科目合計点の 80%以上を得た者を対象に，**総得点の高い順に募集人員の範囲で合格者を決定します。

② 面接について，複数の面接官が最低の評価点を与えた場合，合格としません。

６．試験日時等

（1）　日　時　　平成 31 年 2 月 9 日(土)　集合時間　12 時 30 分

（2）　試験場　　熊本大学医学部医学科　　熊本市中央区本荘 1 丁目 1 番 1 号

※　インターネット出願システムから出力した本学の受験票（推薦入試Ⅱ用）及び「大学入試センター試験受験票」を持参してください。

〔本件に関する問合せ先〕

熊本大学生命科学系事務課医学事務チーム教務担当　電話：096－373－5027

３．医　学　部　医　学　科（地域枠）

１．募集人員

医　学　科　　　　　　　　５人

２．推薦の要件

熊本県内の高等学校から募集し，推薦できるのは一つの学校から２人以内とします。

なお，推薦入試Ⅱ（一般枠）との併願はできません。

推薦要件は，志望学科への入学の意志が強固，かつ将来，熊本県の地域医療を目指す者で，次の(1)～(4)までの全ての要件を満たすもの

（１）高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成 30 年 3 月以降に卒業した者及び平成 31 年 3 月卒業見込みの者

（２）上記（１）の教育施設における評定平均値が 4.0 以上であって，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者

（３）平成 31 年度大学入試センター試験の 5 教科 7 科目以上（「３．選抜方法」参照。）を受験した者

（４）合格した場合，熊本県医師修学資金の貸与を受け，入学することを確約できる者

３．選抜方法

大学入試センター試験，推薦書，調査書，志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について 800 字程度）及び面接の成績により総合的に判断します。

大学入試センター試験で受験を要する教科・科目

学　科	教　科　・　科　目
医　学　科	国　：国語・・・・・1 地歴：世Ｂ，日Ｂ，地理Ｂ ｝から１ 公民：現社，倫，政経，倫・政経 数　：数Ⅰ・数Ａ・・・・・1 ｝２ 　　　数Ⅱ・数Ｂ，※簿，※情報から１ 理　：物理，化学，生物から２ 外　：英，独，仏，中，韓から１ 〔5 教科 7 科目〕

（注）１．「地歴」及び「公民」の教科について，２科目を受験している者の成績は，第１解答科目の成績を採用します。

２．「地歴」と「公民」の教科について，第１解答科目が医学科の指定した利用教科・科目でなく，第 2 解答科目が医学科の指定した利用教科・科目である場合は，当該利用教科・科目を「０点」として取り扱います。

３．大学入試センター試験で受験を要する教科・科目欄中※印の科目を選択解答できる者は，出願要件となる教育施設においてこれらの科目を履修した者に限ります。

４．評価基準・配点

【面　接】

医学科の教育を受けるために必要な基礎学力，科学的・知的探究心，医学（地域医療を含む）に対する熱意と適性，柔軟な思考力，高等学校における活動状況を参考とします。

調査書，推薦書及び志望理由書を参考にしながら，複数の面接官による個人面接を実施します。

【配　点】

<table>
<tr><td rowspan="3">区分
学科</td><td colspan="6">大学入試センター試験</td><td colspan="2">個別学力検査等</td><td rowspan="3">合計</td></tr>
<tr><td colspan="5">教科・科目等</td><td rowspan="2">計</td><td rowspan="2">面接</td><td rowspan="2">計</td></tr>
<tr><td>国語</td><td>地歴・公民</td><td>数学</td><td>理科</td><td>外国語</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医　学　科</td><td>200</td><td>100</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td rowspan="2">100</td><td rowspan="2">30</td><td rowspan="2">30</td><td rowspan="2">130</td></tr>
<tr><td colspan="5">合計点を 100 点に換算する</td></tr>
</table>

※　大学入試センター試験で課す「外国語『英語』」については，筆記（200 点満点）とリスニング（50 点満点）の合計点を 200 点満点に圧縮したうえで，学科における配点のとおり換算します。

５．合否判定基準

①　平成 31 年度大学入試センター試験の 5 教科 7 科目以上を受験し，かつ，7 科目合計点の 78%以上を得た者を対象に，総得点の高い順に募集人員の範囲で合格者を決定します。

②　面接について，複数の面接官が最低の評価点を与えた場合，合格としません。

６．試験日時等

（1）日　時　　平成 31 年 2 月 9 日(土)　集合時間　12 時 30 分

（2）試験場　　熊本大学医学部医学科　　熊本市中央区本荘 1 丁目 1 番 1 号

※　インターネット出願システムから出力した本学の受験票（推薦入試Ⅱ用）及び「大学入試センター試験受験票」を持参してください。

〔本件に関する問合せ先〕

熊本大学生命科学系事務課医学事務チーム教務担当　電話：096－373－5027

(2) 入居許可期間

入居を許可された日から最短修業年限満了の日までです。

(3) 経　費

寄宿料は，月額 4,300 円です。光熱水料費等合わせて毎月 12,000 円程度必要です。

留学生専用居室の場合，寄宿料は，月額 6,400 円です。その他光熱水料費等合わせて毎月 15,000 円程度必要です。

※留学生専用居室には，エアコン・机・イスが設置されています。

(4) 所在地

〒860－0862　熊本市中央区黒髪 7 丁目 763 番地

大学（黒髪地区）から東に約 1.5ｋｍ，徒歩約 20 分のところにあります。

(5) 募集要項の配付

平成 31 年 1 月中旬から本学ウェブサイトに掲載を予定しています。入居希望者は，次の URL から内容を確認の上，ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/fukurikousei/kishukusha

なお，ウェブサイトがご覧になれない環境の方は，以下により郵送で請求してください。

請求期間：**平成 31 年 1 月 21 日(月)～1 月 31 日(木)まで(必着)**

請求方法：封筒の表に「学生寄宿舎募集要項請求」と朱書きし，裏には「住所・氏名」を記入の上，**返信用封筒（角形 2 号 24 ㎝×33.2 ㎝）に本人の住所・氏名を明記し，140 円分の切手を貼付したものを同封してください。**

申請期間：募集要項でお知らせします。

請 求 先：〒860-8555　熊本市中央区黒髪 2 丁目 40 番 1 号
熊本大学学生支援部 学生生活課生活支援担当（電話）096-342-2723
受付時間　月～金曜日　8 時 30 分～17 時 15 分（休日を除く。）

※外国人留学生のための専用宿舎として国際交流会館があります。
詳細については，国際教育課（℡：096－342－2133）までお問い合わせください。

１２．奨学金

(1) 日本学生支援機構奨学金について

経済的な理由により，修学が困難な優れた学生に対して学資が貸与される制度です。奨学金には無利子と有利子の 2 種類があり，採用は大学入学前に申し込む「予約採用」と，大学入学後に申し込む「在学採用」・「緊急・応急採用」があります。「在学採用」は毎年 4 月に募集し，家計の急変を理由とする「緊急・応急採用」は，随時募集を行っています。詳しくは，本学ウェブサイトをご覧ください。

また，平成 30 年度入学者から，住民税非課税世帯等を対象に「給付奨学金」制度が実施されています。詳しくは，在学中の高等学校等にお尋ねください。

(2) その他の各種奨学金について

都道府県・市区町村（地方公共団体）が行う奨学金制度や，財団法人・民間企業等が行う奨学金制度があります。

熊本県医師修学資金について

熊本県において，医学部医学科卒業後，熊本県知事が指定する県内の病院等に医師として 9 年間従事することを返還免除の条件とする奨学金「熊本県医師修学資金」（入学料，授業料及び生活費相当額）を貸与する制度が平成 21 年度から実施されています。本奨学金制度については，2 つの枠がありますが，貸与金額や返還免除の条件に違いはありません。

・貸与内訳：入学料相当額（1 年生のみ），授業料相当額，生活費相当額（月額 75,000 円）
（6 年間で約 900 万円程度の貸与となります。）

（地域枠）
貸与対象者は医学部医学科の推薦入試（地域枠）に合格し，医学部医学科に入学する者に貸与されます。
（一般枠）
上記地域枠とは別に，医学部医学科に新たに入学する者及び在学生のうち貸与を希望する者から５人を上限として選考されます。なお，一般枠について貸与者が募集定員に満たない場合には，年度途中に追加募集が行われます。

詳しい内容については，以下の問合せ先へお尋ねください。
［問合せ先］熊本県医療政策課　（電話）　096-333-2204

１３．入学料免除・徴収猶予（一般枠）

(1) 入学料免除について
次のいずれかに該当する場合に，本人の申請に基づき選考の上，入学料の全額または半額が免除される制度です。
① 経済的理由によって入学料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
② 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に学資を主として負担している者が死亡し，入学料の納入が著しく困難であると認められる者
③ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に本人又は学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け，入学料の納入が著しく困難であると認められる者

(2) 入学料の徴収猶予について
経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合に，本人の申請に基づき選考の上，入学料の納入が猶予される制度です。
（注）この制度は，入学料の納入を猶予するものであり，免除ではありません。
なお，徴収猶予が許可された場合の入学料の納入期限は，平成 31 年 9 月 30 日（月）です。

(3) 入学料免除・徴収猶予の申請方法について
合格発表後に送付します「入学手続・入学式等案内」でお知らせいたします。

１４．授業料免除（一般枠）

次のいずれかに該当する場合に，本人の申請に基づき選考の上，授業料の全額または半額が免除される制度です。
(1) 経済的理由によって，授業料の納入が困難であり，かつ，学業成績が優秀と認められる者
(2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に学資を主として負担している者が死亡し，授業料の納入が著しく困難であると認められる者
(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に本人又は学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け，授業料の納入が著しく困難であると認められる者

申請方法については，合格発表後に送付します「入学手続・入学式等案内」でお知らせいたします。

１５．熊本大学独自の経済支援制度

(1) 「熊本地震特別枠」入学料免除・授業料免除について
平成 28 年熊本地震により主たる学資負担者が被災し，家計急変のため修学が困難となった入学者に対して，前述の一般制度「13. 入学料免除・徴収猶予（一般枠）」及び「14. 授業料免除（一般枠）」とは別に，被災状況に応じた「熊本地震特別枠」の入学料及び授業料免除制度を継続予定です。
詳細は，合格発表後に送付します「入学手続・入学式等案内」でお知らせいたします。

(2) 熊本地震以外の災害救助法適用地域で被災した世帯の免除制度について

平成３１年度（２０１９年度）

一般入試 学生募集要項

一般入試（前期日程・後期日程）

- 文　学　部
- 教 育 学 部
- 法　学　部
- 理　学　部
- 医　学　部
- 薬　学　部
- 工　学　部

インターネットによる出願受付のみ

熊本大学
Kumamoto University

Ⅳ　各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重，○：大きい比重）

評価観点／入試区分	学力の３要素			求める人材像（アドミッション・ポリシー）			
	知識・技能（基礎学力）	思考力，判断力，表現力	主体性，多様性，協働性	論理的思考力	科学的探求心	応用力，実践力	国際的情報収集発信能力，外国語能力
前期日程	◎	◎		◎		○	○
後期日程	◎	◎		◎		○	○
アドミッション・オフィス入試	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人留学生入試	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※　評価の観点の「求める人材像」の用語は，「Ⅰ　教育理念・目標及び求める人材像」の理学部が求める人材像を抽象化したものです。

医学部

熊本大学医学部では，医学・保健学（看護学・放射線技術科学・検査技術科学）の発展に寄与し，広く社会に貢献できる医療者・研究者・教育者を育成するために，豊かな人間性，優れた協調性，高い倫理観，充分な基礎学力，学的探究心，国際的視野を持つ人を求めています。

〈医学科〉

Ⅰ　教育理念・目標及び求める人材像

熊本大学医学部医学科の使命

豊かな人間性と高い倫理観を持ち，医学およびその関連領域における社会的な使命を追求，達成しうる医師・医学者を育てる。

アドミッションポリシー

熊本大学医学部医学科の使命を達成するために，医学部医学科では，次のような人を求めています。

１．病める人たちやその家族の気持ちを理解できる人
２．チーム医療の中心的役割を果たすための優れた協調性を持つ人
３．地域医療に関心を持ち，地域住民の健康増進に貢献する意欲を持つ人
４．科学的探究心が旺盛で，国際的視野で医科学研究を展開する意欲に溢れる人
５．社会に対する幅広い視野を有し，地域や国際社会における保健医療や福祉に深い関心を持つ人
６．日々進歩する医学や医療の最新知識を吸収できる基礎学力を持ち，生涯にわたって自己学習を継続できる人

Ⅱ　入学者選抜の基本方針

医学部医学科の入学試験では，高等学校までの教育課程を踏まえ，基礎的知識（基礎学力）・論理的思考力・判断力・表現力等を評価します。

（医学科への入学までに身につけてほしいこと）

受験生の多様性に合わせて，大学入試センター試験及び個別学力検査では物理・化学・生物から２科目選択となっていますが，入学後，医学科の様々な専門科目の基礎として，高等学校で学ぶ「生物・生物基礎」は重要な科目です。生物学の教科書はバランス良く構成されており，最新の生命現象についても平易に解説されていますので，幅広く学んでおくことが必要です。

また，教科の基礎学力だけでなく，論理的な文章を書くための国語力，グローバルでグローカルな医療の世界での共有言語である英語の素養を十分に身につけ，国際的な広い視野とコミュニケーション能力を備えていることも重要です。

Ⅲ　選抜方法

【一般入試】

前期日程

大学入試センター試験（国語，地歴・公民，数学，理科，外国語），個別学力検査（数学，理科，外国語）及び面接を課します。幅広く基礎学力，論理的思考力，判断力，表現力，問題解決能力及び医学への意欲の観点から総合的に評価・選抜を行います。

Ⅳ　各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重，○：大きい比重）

評価観点／入試区分	学力の３要素			求める人材像（アドミッション・ポリシー）		
	知識・技能（基礎学力）	思考力，判断力，表現力	主体性，多様性，協働性	チーム医療に必要とされるコミュニケーション能力・協調性	地域医療への関心・貢献	医科学研究への関心・持続的な学習意欲
前期日程	◎	◎	◎	◎	◎	◎
推薦入試Ⅱ（一般枠）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
推薦入試Ⅱ（地域枠）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人留学生入試	◎	◎	◎	○	○	○

〈保健学科〉

Ⅰ　教育理念・目標及び求める人材像

保健学（看護学，放射線技術科学，検査技術科学）の発展を担い，広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成するために，保健学科では次のような人を求めています。

１．看護職（看護師，保健師，助産師）並びに診療放射線技師，臨床検査技師という職業に魅力を感じ，専門分野において地域貢献するとともに，国際的な広い視野で物事を考え，活躍する意欲と熱意のある人
２．人間に対する尊厳の念を持ち，多様な価値観を受け入れる寛容さと優れた協調性を備えた人間性豊かな人で，医療における高い倫理観とマナーを育んでいける資質を持った人
３．高等学校までの履修科目の基礎事項を理解した上で，国語，外国語とともに２科目以上の理科（生物，化学，物理）において優れた学力を有する人

※ 医学部医学科の募集人員について

医学部医学科では，地域における深刻な医師不足に対処するため，医学科入学定員の増員が必要であると国から示されたことに対し，地域医療等に従事する明確な意思をもった学生を養成し，地域等における医師不足を解消するため，平成21年4月から入学定員の増員を申請し，現在，10名の臨時的な増員が認められています。これにより本学では，一般入試（前期日程）において5名，推薦入試Ⅱ（地域枠）において5名を増員しています。

これに伴い，熊本県では，県内の地域医療を担う医師を確保するため，本学医学部医学科を卒業後，県知事が指定する県内の病院等に医師として9年間従事することを条件に「熊本県医師修学資金」（55ページ）を貸与する制度を設けています。

なお，平成31年度（2019年度）入試における入学定員が，現時点では115名（前期試験入試枠95名，推薦入試枠20名）となっていますが，臨時定員増の2020年度以降の取扱いについては，当該時点における医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断されることになっているため，延長の有無は未定です。現時点では，平成31年度（2019年度）入試まで実施される臨時定員増の終了に伴い，2020年度以降に実施される入試における入学定員は105名となることを予定しています。本件については，随時，熊本大学ウェブサイトで情報を更新します。

２．出　願　資　格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者で，かつ，**志望する学部・学科・課程・専攻が指定する平成31年度大学入試センター試験の教科・科目（指定する教科・科目以上を受験した者を含む）を受験した者**とします。（40～46ページを参照。）

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成31年３月までに卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成31年３月までに修了見込みの者（※１）
　※１　特別支援学校の高等部又は高等専門学校の３年次を修了した者（見込みの者）が該当します。

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成31年３月31日までにこれに該当する見込みの者（次のア～カに該当する者）

ア．外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

イ．　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ．　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

エ．　文部科学大臣の指定した者

オ．　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で，18歳に達したもの

カ．　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの（※２）

※２　上記カにより出願する者は，事前に本学において実施する出願資格審査を受け，出願資格を有する者として認定された者に限ります。

また，大学入試センター試験出願の際に，他大学の個別の入学資格審査により出願資格の認定を受けて出願した者で，本学の個別学力検査に出願する場合は，事前に本学での出願資格審査を受ける必要があります。この場合の受付期日は，平成31年１月24日（木）（必着，郵送に限る）までです。

詳細は，熊本大学学生支援部入試課へお問い合わせください。また，本学ウェブサイトにおいても，「平成31年度熊本大学入学者選抜（一般入試）出願資格審査要項」を掲載しています。

注：　大学入試センター試験については，志望する学部・学科等が指定した教科・科目等を受験していなければ出願資格を満たしていないことになり，出願できませんので注意してください。

(5) 募集要項の配付

平成 31 年 1 月中旬から本学ウェブサイトに掲載を予定しています。入居希望者は，次の URL から内容を確認の上，ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/fukurikousei/kishukusha

なお，ウェブサイトがご覧になれない環境の方は，以下により郵送で請求してください。

請求期間：**平成 31 年 1 月 21 日（月）～1 月 31 日（木）まで（必着）**

請求方法：封筒の表に「学生寄宿舎募集要項請求」と朱書きし，裏には「住所・氏名」を記入の上，**返信用封筒（角形 2 号 24 ㎝×33.2 ㎝）に本人の住所・氏名を明記し，140 円分の切手を貼付したものを同封してください。**

申請期間：募集要項でお知らせします。

請 求 先: 〒860-8555　熊本市中央区黒髪 2 丁目 40 番 1 号
熊本大学学生支援部 学生生活課生活支援担当（電話）096-342-2723
受付時間　月～金曜日　8 時 30 分～17 時 15 分（休日を除く。）

※外国人留学生のための専用宿舎として国際交流会館があります。
詳細については，国際教育課（℡：096－342－2133）までお問い合わせください。

１９．奨学金

(1) 日本学生支援機構奨学金について

経済的な理由により，修学が困難な優れた学生に対して学資が貸与される制度です。奨学金には無利子と有利子の 2 種類があり，採用は大学入学前に申し込む「予約採用」と，大学入学後に申し込む「在学採用」・「緊急・応急採用」があります。「在学採用」は毎年 4 月に募集し，家計の急変を理由とする「緊急・応急採用」は，随時募集を行っています。詳しくは，本学ウェブサイトをご覧ください。

また，平成 30 年度入学者から，住民税非課税世帯等を対象に「給付奨学金」制度が実施されています。詳しくは，在学中の高等学校等にお尋ねください。

(2) その他の各種奨学金について

都道府県・市区町村（地方公共団体）が行う奨学金制度や，財団法人・民間企業等が行う奨学金制度があります。

熊本県医師修学資金について

熊本県において，医学部医学科卒業後，熊本県知事が指定する県内の病院等に医師として 9 年間従事することを返還免除の条件とする奨学金「熊本県医師修学資金」（入学料，授業料及び生活費相当額）を貸与する制度が平成 21 年度から実施されています。本奨学金制度については，2 つの枠がありますが，貸与金額や返還免除の条件に違いはありません。

・貸与内訳：入学料相当額（1 年生のみ），授業料相当額，生活費相当額（月額 75,000 円）
（6 年間で約 900 万円程度の貸与となります。）

（地域枠）

貸与対象者は医学部医学科の推薦入試（地域枠）に合格し，医学部医学科に入学する者に貸与されます。

（一般枠）

上記地域枠とは別に，医学部医学科に新たに入学する者及び在学生のうち貸与を希望する者から 5 人を上限として選考されます。なお，一般枠について貸与者が募集定員に満たない場合には，年度途中に追加募集が行われます。

詳しい内容については，以下の問合せ先へお尋ねください。

［問合せ先］熊本県医療政策課　（電話）　096-333-2204

２０．入学料免除・徴収猶予（一般枠）

(1) 入学料免除について

次のいずれかに該当する場合に，本人の申請に基づき選考の上，入学料の全額または半額が免除される制度です。

① 経済的理由によって入学料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者

② 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に学資を主として負担している者が死亡し，入学料の納入が著しく困難であると認められる者

③ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に本人又は学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け，入学料の納入が著しく困難であると認められる者

(2) 入学料の徴収猶予について

経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合に，本人の申請に基づき選考の上、入学料の納入が猶予される制度です。

（注）この制度は，入学料の納入を猶予するものであり，免除ではありません。

なお，徴収猶予が許可された場合の入学料の納入期限は，平成 31 年(2019 年)9 月 30 日（月）です。

(3) 入学料免除・徴収猶予の申請方法について

合格発表後に送付します「入学手続・入学式等案内」でお知らせいたします。

２１．授業料免除（一般枠）

次のいずれかに該当する場合に，本人の申請に基づき選考の上，授業料の全額または半額が免除される制度です。

(1) 経済的理由によって，授業料の納入が困難であり，かつ，学業成績が優秀と認められる者

(2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に学資を主として負担している者が死亡し，授業料の納入が著しく困難であると認められる者

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に本人又は学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け，授業料の納入が著しく困難であると認められる者

申請方法については，合格発表後に送付します「入学手続・入学式等案内」でお知らせいたします。

２２．熊本大学独自の経済支援制度

(1)「熊本地震特別枠」入学料免除・授業料免除について

平成 28 年熊本地震により主たる学資負担者が被災し，家計急変のため修学が困難となった入学者に対して，前述の一般制度「20. 入学料免除・徴収猶予（一般枠）」及び「21. 授業料免除（一般枠)」とは別に，被災状況に応じた「熊本地震特別枠」の入学料及び授業料免除制度を継続予定です。

詳細は，合格発表後に送付します「入学手続・入学式等案内」でお知らせいたします。

(2) 熊本地震以外の災害救助法適用地域で被災した世帯の免除制度について

平成 29 年 11 月 24 日以降に災害救助法の適用となった災害で被災した世帯への免除制度があります。詳細は問合せ先までお尋ねください。

（案 (2019 年 9 月 9 日時点)・一部抜粋）

令和２年度（２０２０年度）
推薦入試　学生募集要項

○推薦入試Ⅱ

（大学入試センター試験を課す）

教　育　学　部
医　　学　　部
薬　　学　　部
工　　学　　部

インターネットによる出願受付のみ

熊本大学
Kumamoto University

※ 医学部医学科の募集人員について

地域における深刻な医師不足に対処するため，医学部医学科入学定員の増員が必要であると国から示されたことに対し，医学部医学科では，地域医療に志のある学生の入学を推進し，地域等における医師不足を解消することを目的として，令和２年度及び令和３年度入試の入学定員５人の増員申請を行い，文部科学省大学設置・学校法人審議会において認可されました。これにより令和２年度及び令和３年度入試の入学定員（募集人員）は 110 人となり，一般入試（前期日程）90 人，推薦入試Ⅱ20 人（一般枠 15 人，地域枠５人）の募集人員とし，入学者選抜を実施します。

推薦入試Ⅱ（地域枠）による合格者は，在学中に「熊本県医師修学資金」（21 ページ）の貸与を受け，卒業後は熊本県知事が指定する熊本県内の病院等に医師として一定期間従事する「キャリア形成プログラム」の対象者となります。

なお，今回の増員申請については，令和２年度及び令和３年度入試の２ヶ年のみ適用され，令和４年度入試以降は未定です。

本件については，熊本大学ウェブサイトで情報を更新していきますので，随時確認するようにしてください。

出願方法

国公立大学（※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）の推薦入試（大学入試センター試験を課す選抜，課さない選抜を含めて）へ出願できるのは一つの大学・学部・学科です。

したがって，本学の推薦入試に出願した者は，他の国公立大学が実施する推薦入試に出願することはできません。

※公立大学協会ウェブサイト（http://www.kodaikyo.org/）参照

３．医　学　部　医　学　科（地域枠）

１．募集人員

医　学　科　　　　　　　５人

２．推薦の要件

熊本県内の高等学校から募集し，推薦できるのは一つの学校から２人以内とします。
なお，推薦入試Ⅱ（一般枠）との併願はできません。
推薦要件は，志望学科への入学の意志が強固，かつ将来，熊本県の地域医療を目指す者で，次の（１）～（４）までの全ての要件を満たすもの

（１）高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を平成 31 年 3 月以降に卒業した者及び令和２年３月卒業見込みの者
（２）上記（１）の教育施設における評定平均値が 4.0 以上であって，将来，熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき，人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者
（３）令和２年度大学入試センター試験の５教科７科目以上（「３．選抜方法」参照。）を受験した者
（４）合格した場合，熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し，在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注）

（注）卒業後の一定期間，熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます。

３．選抜方法

大学入試センター試験，推薦書，調査書，志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について 800 字程度）及び面接の成績により総合的に判断します。

大学入試センター試験で受験を要する教科・科目

学　科	教　科　・　科　目
医　学　科	国　：国語・・・・・1 地歴：世Ｂ，日Ｂ，地理Ｂ 公民：現社，倫，政経，倫・政経　} から１ 数　：数Ⅰ・数Ａ・・・・・1 　　　数Ⅱ・数Ｂ，※簿，※情報から１　} ２ 理　：物理，化学，生物から２ 外　：英，独，仏，中，韓から１ 〔5 教科 7 科目〕

（注）１．「地歴」及び「公民」の教科について，２科目を受験している者の成績は，第１解答科目の成績を採用します。
２．「地歴」及び「公民」の教科について，第１解答科目が医学科の指定した利用教科・科目でなく，第２解答科目が医学科の指定した利用教科・科目である場合は，当該利用教科・科目を「０点」として取り扱います。
３．大学入試センター試験で受験を要する教科・科目欄中※印の科目を選択解答できる者は，出願要件となる教育施設においてこれらの科目を履修した者に限ります。

４．評価基準・配点

【面　接】

医学科の教育を受けるために必要な基礎学力，科学的・知的探究心，医学（地域医療を含む）に対する熱意と適性，柔軟な思考力，高等学校における活動状況を参考とします。

調査書，推薦書及び志望理由書を参考にしながら，複数の面接官による個人面接を実施します。

【配　点】

区分／学科	大学入試センター試験						個別学力検査等		合計
	教科・科目等					計	面接	計	
	国語	地歴・公民	数学	理科	外国語				
医　学　科	200	100	200	200	200	100	30	30	130
	合計点を 100 点に換算する								

※　大学入試センター試験で課す「外国語『英語』」については，筆記（200 点満点）とリスニング（50 点満点）の合計点を 200 点満点に圧縮したうえで，学科における配点のとおり換算します。

５．合否判定基準

①　令和２年度大学入試センター試験の5教科７科目以上を受験し，かつ，７科目合計点の 78%以上を得た者を対象に，総得点の高い順に募集人員の範囲で合格者を決定します。

②　面接について，複数の面接官が最低の評価点を与えた場合，合格としません。

６．試験日時等

（１）日　時　　令和２年２月８日(土)　集合時間　12 時 30 分

（２）試験場　　熊本大学医学部医学科　熊本市中央区本荘１丁目１番１号

※　インターネット出願登録システムから出力した本学の受験票（推薦入試Ⅱ用）及び「大学入試センター試験受験票」を持参してください。

〔本件に関する問合せ先〕

熊本大学生命科学系事務課医学事務チーム教務担当　電話：096－373－5027

「熊本県医師修学資金」について

推薦入試Ⅱ（地域枠）による合格者は，熊本県医師修学資金の貸与を受けていただきます。この修学資金は，医師が不足している地域の医師確保を目的としたものです。貸与を受けた方は，熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム（熊本県医師修学資金貸与条例，熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱で規定）の対象となり，大学卒業後には貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（6 年間貸与を受けた場合は 9 年間），熊本県知事が指定する医師不足地域の病院等で勤務していただきます。（この期間には，熊本県内の医療機関で行う 2 年間の初期臨床研修，1 年間の後期研修の期間を含みます。）必要な勤務期間を満了すると，貸与を受けた修学資金の返還が免除されます。なお，被貸与者となった後，当該指定病院等で医師業務に従事しなかった場合等，熊本県医師修学資金貸与条例第８条に規定する事項に該当した場合，貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を一定期間内に一括して返還する必要が生じますのでご留意ください。

・貸与内訳：入学料相当額（1 年生のみ），授業料相当額，生活費相当額（月額 75,000 円）
（6 年間で約 900 万円程度の貸与となります。）

熊本県医師修学資金の詳しい内容については，以下の問合せ先へお尋ねください。

〔問合せ先〕熊本県医療政策課　　（電話）096－333－2204

TOP

熊本大学シラバスシステム

English

科目名：早期臨床体験実習I(H27以降入用)(日) / Early Clinical ExposureI (英)

基本情報

科目ナンバー	MME1-010-62-0	開講年次	1年生
年度・学期	2019年 通年	曜日・時限	他
担当教員	古川 昇, 松井 邦彦, 谷口 純一	単位数	1.5単位
選択/必修	各学部・大学院の履修方法による	授業回数	8
時間割所属	医学部 (42)	時間割コード	20024

学修成果とその割合

1.豊かな教養	10 %
2.確かな専門性	10 %
3.創造的な知性	20 %
4.社会的な実践力	40 %
5.グローバルな視野	0 %
6.情報通信技術の活用力	10 %
7.汎用的な知力	10 %

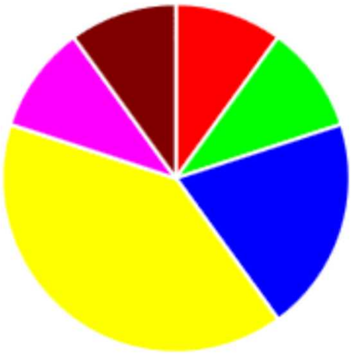

詳細情報

講義題目(テーマ)	早期臨床体験実習1
使用言語	「日本語」による授業
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト
授業の形態	実習
授業の方法	グループ学習、学外施設での実習、発表会
授業の目的	この早期臨床体験実習1(Early Clinical Exposure1, ECE1)(旧早期社会体験実習Early Social Exposure)は医学部医学科1年生に課す必修科目の一つである。学生に医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育てることは極めて重要である。このような観点から、特に、入学当初の一年次学生に医療・保健・福祉の現場で臨場体験を行うことによって、医学を学ぶためのモチベーションを獲得し、患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学び、医師、スタッフ、患者のチームワークのあり方を考えることを本実習の目的とする。
授業の概要	日時：平成31年9月9日～9月13日（発表会は9月26日、10月3日）。場所：各実習施設（心身障がい児(者)施設、慢性疾患療養施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、療養型病院、等）、熊本大学医学部医学科。内容：オリエンテーション・グループワークを行い、実習する施設にて学ぶべきことを確認する。施設での実習では、グループに分かれて各施設に赴き、医療・介護・福祉の現場で見学・体験実習を行う。具体的には、施設の全体像（施設、スタッフ、患者の概要、主な設備、活動の内容）の把握・記録、看護（介護）体験、リハビリ見学、ケースワーカーとの面接、ケースカンファレンス参加等。特定の患者についてのケースワーク（面接調査：現在の状況、既往歴、生活歴等）も可。施設での実習では、スタッフの指導・評価を受ける。グループで振り返りとまとめを行い、発表会にて

	口頭での発表を行う。
実務経験を活かした授業	該当 (実習施設にて医療活動を行っている指導者より直接指導を受ける。)
到達目標	早期臨床体験実習では、熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする。 レベルBの段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3) レベルCの段階: B. 基本的診療能力 (項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目2, 3)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 6) レベルDの段階: B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14) 特にECE1では、Aの1, 3, 4について観察・知識獲得すること、Aの2, 5について考察すること、Bの10とGの1, 2は現場を体験し知識・態度を獲得すること、C、Dについては、医療現場での医療スタッフの職務を観察・一部経験し、知識と態度を学ぶことが重要である。
評価方法・基準	本実習の評価はオリエンテーション・発表会も含めた実習中の態度による。実習にやむを得ない理由(傷病・事故・忌引など)なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 総括的評価は実習先指導者による評価(70%)、およびグループでの口頭発表に対する教員と学生による評価(30%)にて行う。前記合計が60%以上で合格とする。 また、ログブックにより自己評価・学生間の相互評価とスタッフからの形成的評価を行う。
履修条件	
各回の授業内容と事前・事後学習	各回の授業内容と事前・事後学習

回	授業テーマ	内容概略
1 2019-09-09	大学でのオリエンテーション	オリエンテーションとスモールグループディスカッション
2 2019-09-09	施設でのオリエンテーション	施設への移動と導入オリエンテーション
3 2019-09-10	施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。
4 2019-09-11	施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。
5 2019-09-12	施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。
6 2019-09-13	施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。
7 2019-09-26	ECE1発表会1	グループごとに実習についてスライドソフトと配布資料にてプレゼンテーションを行う。
8 2019-10-03	ECE1発表会2	グループごとに実習についてスライドソフトと配布資料にてプレゼンテーションを行う。

キーワード	介護体験、多職種連携、心身障がい児(者)、老人保健・医療・福祉
テキスト	特になし

参考文献 文字列を選択して、右クリックすると図書の検索ができます	特になし
オフィス・アワー	
担当教員への連絡方法	
担当教員からのメッセージ	この実習は医療・保健・福祉施設で行われることをわきまえ、言動服装に十分注意すること。施設のスタッフや患者・家族の方々に接する際には態度、言葉遣いに配慮すること。患者等に関する守秘義務を厳守すること。オリエンテーションの際に配布する資料等に目を通して実習先の施設の性格・役割等について予め勉強しておくこと。 担当施設への詳細打合せ（集合時刻・集合場所・実習時の服装等）は、予め各グループで、責任をもって行っておくこと。 実習前に学生定期健康診断および抗体検査等を必ず受けておくこと。

TOP

熊本大学シラバスシステム

English

科目名 : 早期臨床体験実習Ⅱ(H27以降入用)(日) / Early Clinical ExposureⅡ (英)

基本情報

科目ナンバー	MME1-020-62-0	開講年次	2年生
年度・学期	2019年 通年	曜日・時限	他
担当教員	古川 昇, 谷口 純一	単位数	1単位
選択/必修	各学部・大学院の履修方法による	授業回数	7
時間割所属	医学部 (42)	時間割コード	20025

学修成果とその割合

1.豊かな教養	5 %
2.確かな専門性	30 %
3.創造的な知性	10 %
4.社会的な実践力	30 %
5.グローバルな視野	5 %
6.情報通信技術の活用力	10 %
7.汎用的な知力	10 %

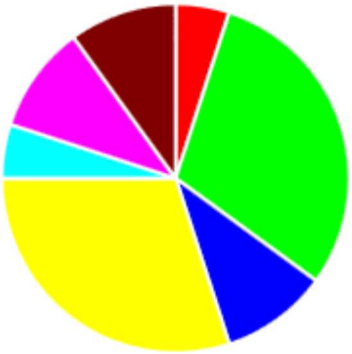

詳細情報

講義題目(テーマ)	早期臨床体験実習Ⅱ
使用言語	「日本語」による授業
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト
授業の形態	実習
授業の方法	病棟における実習
授業の目的	この早期臨床体験実習2 (Early Clinical Exposure2, ECE2) は医学部医学科2年次に課す必修科目の一つである。医学科学生にとって、医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育むことは極めて重要である。1年次には早期臨床体験実習1として医療・保健・福祉の現場で臨場体験を行うことによって、患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学んだ。早期臨床体験実習2では、熊本大学医学部附属病院において臨床体験を行うことにより、医学を学ぶためのモチベーションと患者と接する態度の向上の更なる獲得はもとより、先進医療の現場における診療体制の実際を見学・体験し、医師・スタッフ・患者とのチーム医療のあり方の理解をより深めることを目的とする。
授業の概要	日時:2020年2月27日～3月4日 。場所:熊本大学医学部附属病院各診療科・各部署 。内容:学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。配属する診療科・部署は、学生の希望と診療科の許容人数に従い振り分ける。 事前にオリエンテーションを行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。 一週間の実習終了後、個人毎にレポートを提出する。レポートの内容は後日レポート集として編集し学生や受け入れ部署に配布する。
実務経験を活かした授業	該当 (実習施設にて医療活動を行っている指導者より直接指導を受ける。)

到達目標

早期臨床体験実習では、熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする。
レベルBの段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3)
レベルCの段階: B. 基本的診療能力 (項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目2, 3)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 6)
レベルDの段階: B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14)

特にECE2では、Aの1, 2, 3, 4, 5、C、Dについて医療スタッフの職務を観察・一部経験し、その能力獲得のためのさらなる考察・涵養が必要である。Bについては、臨床現場の経験を通して基礎医学で得た知識を具体化するとともに臨床講義の準備として活用する。

評価方法・基準

実習の評価は、オリエンテーション・振り返りも含めた実習中の態度による。実習にやむを得ない理由（傷病・事故・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。
　総括的評価は実習先指導者の評価(60%)、および学生からのレポートへの評価(40%)にて行う。レポートは内容の妥当性、著しい倫理的逸脱の有無、文章量などを観点として評価する。前記合計が60%以上で合格とする。
　また、ログブックにより自己評価・学生間の相互評価とスタッフからの形成的評価を行う。

履修条件

各回の授業内容と事前・事後学習

各回の授業内容と事前・事後学習

回	授業テーマ	内容概略
1	オリエンテーション1回目	早期臨床体験実習2全般の説明
2 2020-02-07	オリエンテーション2回目	受け入れ部署からの説明、実習の最終確認
3 2020-02-27	早期臨床体験実習2、1日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
4 2020-02-28	早期臨床体験実習2、2日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
5 2020-03-02	早期臨床体験実習2、3日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
6 2020-03-03	早期臨床体験実習2、4日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。

回	授業テーマ	内容概略
7 2020-03-04	早期臨床体験実習2、5日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。

キーワード	先進医療、コミュニケーション、チーム医療
テキスト	特になし
参考文献 文字列を選択して、右クリックすると図書の検索ができます	各診療科・各部署より、必要に応じて適宜指示あり。
オフィス・アワー	
担当教員への連絡方法	
担当教員からのメッセージ	1) 服装、言動には十分配慮すること。すべての世代の方から受け入れてもらえる服装、髪型、言動であること。白衣、胸章（名札）を着用すること。 2) 体調不良などあれば、すぐに各科実習担当医あるいは近くの医療関係者に報告すること。がまんしない。過去に手術部にて気分不良で倒れた学生さんがいます。倒れる前に報告してください。 3) 実習前に学生定期健康診断および抗体検査等を必ず受けておくこと。

TOP

熊本大学シラバスシステム

English

科目名：早期臨床体験実習Ⅲ（H27以降入用）（日）／Early Clinical ExposureⅢ（英）

基本情報

科目ナンバー	MME1-030-62-0	開講年次	3年生
年度・学期	2019年 通年	曜日・時限	他
担当教員	谷口 純一, 松井 邦彦, 古川 昇, 髙柳 宏史, 田宮貞宏, 小山耕太	単位数	1単位
選択/必修	各学部・大学院の履修方法による	授業回数	8
時間割所属	医学部（42）	時間割コード	20026

学修成果とその割合

1.豊かな教養	5 %
2.確かな専門性	30 %
3.創造的な知性	10 %
4.社会的な実践力	30 %
5.グローバルな視野	5 %
6.情報通信技術の活用力	10 %
7.汎用的な知力	10 %

詳細情報

講義題目（テーマ）	早期臨床体験実習Ⅲ
使用言語	「日本語」による授業
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト
授業の形態	実験
授業の方法	学外実習施設における実習
授業の目的	この早期臨床体験実習3（Early Clinical Exposure 3, ECE3)は医学部医学科3年次に課す必修科目の一つである。医学科学生にとって、医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育むことは極めて重要である。1年次には早期臨床体験実習1として医療・保健・福祉の現場で臨場体験を行うことによって、患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学んだ。早期臨床体験実習2では、熊本大学医学部附属病院において臨床体験を行うことにより、医学を学ぶためのモチベーションと患者と接する態度の向上の更なる獲得はもとより、先進医療の現場における診療体制の実際を見学・体験し、医師・スタッフ・患者とのチーム医療のあり方の理解を深めた。早期臨床体験実習3では、熊本県における地域医療の現場を更に深く知り、臨床で求められるものとは何か、その為に今後何をどう学ぶかを考えてもらうこと、および臨床医学への関心と学習意欲を持ってもらう事を目的とする。
授業の概要	日時：2019年11月29日、12月2日～12月7日 。場所：熊本大学医学部、熊本県内の医療機関。内容：学生を各施設に配属し、各施設が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。配属する施設は、学生の希望と施設の許容人数に従い振り分ける。11月29日に導入のワークを大学にて行う。12月2日から12月7日まで県内の医療機関において

	実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し、実習先指導担当者と振り返りを行う。12月7日午後は大学に戻り、振り返りを行う。
実務経験を活かした授業	該当 （地域の医療機関で医学教育を担当したことのある教員が、本実習について担当する。）
到達目標	早期臨床体験実習では、熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする。 レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性（項目1, 2, 3, 4, 5）、B. 基本的診療能力（項目10）、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム（項目6, 7, 8）、D. チーム医療と信頼される医療の実践（項目1, 2, 3） レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力（項目5, 6）、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム（項目1, 2, 3, 4, 5）、D. チーム医療と信頼される医療の実践（項目4, 5, 6, 7, 8）、F. 国際的視野（項目2）、G. 地域医療と社会貢献（項目1, 2, 3, 4, 6） レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力（項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14） 特にECE3では、A、C、Dについては、より深く観察・経験・考察し能力の獲得に努める。FとGについては、地域医療の現場での体験を通してさらなる知識を獲得し、以て深い理解となるように努める。
評価方法・基準	実習の評価は、大学で実施する導入・振り返りで作成されるワークシートとワークへの参加態度、さらに実習先指導担当者による評価票によって総括的評価を行う。実習にやむを得ない理由（傷病・事故・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。
履修条件	
各回の授業内容と事前・事後学習	各回の授業内容と事前・事後学習（下表）

各回の授業内容と事前・事後学習

回	授業テーマ	内容概略
1	オリエンテーション	実習の説明、実習先振り分けなど
2	導入グループワーク	午前中は講義室に集まり、グループワークで実習前のグループディスカッションを行う。
3	学外実習1日目	各実習施設にて実習を行う。
4	学外実習2日目	各実習施設にて実習を行う。
5	学外実習3日目	各実習施設にて実習を行う。
6	学外実習4日目	各実習施設にて実習を行う。
7	学外実習5日目	午前中まで各実習施設にて実習を行う。
8	振り返りグループワーク	午後に大学の講義室に集まり、実習や学習内容の共有を兼ねた振り返りを行う。

キーワード	地域医療、コミュニケーション、チーム医療、基本的臨床技能
テキスト	特になし
参考文献 文字列を選択して、右クリックすると図書の検索ができます	各施設より、必要に応じて適宜指示あり。
オフィス・アワー	
担当教員への連絡方法	
担当教員からのメッセージ	1) 事前に実習施設と連絡を取り、実習に際し、必要な事前準備等の打ち合わせを行うこと。 2) 地域住民のご理解で実習を行えることを重々意識して実習をすること。服装、言動に

は十分配慮し、すべての世代の方から受け入れてもらえる服装、髪型、言動であること。
白衣、胸章（名札）を着用すること。
3） 体調不良などあれば、すぐに各施設実習担当者あるいは教務係に報告すること。
4) 実習の移動に際しては、公共交通機関を利用し、事故等に十分気をつけること。
5) 実習前に学生定期健康診断、各種抗体検査、インフルエンザワクチン等を必ず受けておくこと。

TOP　熊本大学シラバスシステム　English

科目名：医療と社会（H28以降入用）（日）／ Sociomedical Sciences（英）

基本情報

科目ナンバー	MME1-100-79-0	開講年次	4年生
年度・学期	2019年 前期	曜日・時限	他
担当教員	古川 昇, 松下 正輝	単位数	1単位
選択/必修	各学部・大学院の履修方法による	授業回数	17
時間割所属	医学部 (42)	時間割コード	20060

学修成果とその割合

1.豊かな教養	20 %
2.確かな専門性	20 %
3.創造的な知性	10 %
4.社会的な実践力	20 %
5.グローバルな視野	20 %
6.情報通信技術の活用力	0 %
7.汎用的な知力	10 %

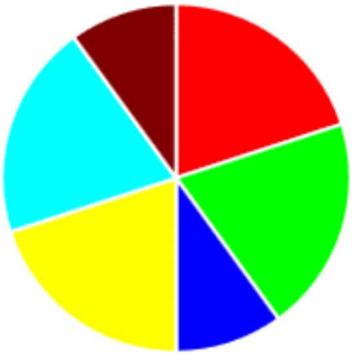

詳細情報

講義題目(テーマ)	医療と社会
使用言語	「日本語」による授業
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト (特になし(各担当教員が独自に資料を作成する))
授業の形態	講義
授業の方法	対面授業、複数の教官によるオムニバス形式
授業の目的	医事法制や医療行政、医療安全、災害医療、行動科学、臨床心理学、医療人類学などを通して、社会学的・行動科学的側面から医療や健康に関する問題を理解し、問題解決に必要な科学的根拠について探究することができるようになる。また、患者とその家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握し、そのニーズに応えるためのコミュニケーションの能力について学ぶことを目的とする。
授業の概要	行動科学、社会医学および医療倫理学を科学的知見の進歩に基づき解説し、現在、および将来の社会において医療が求められることを考察させる。医事法制については医師法など基本的な法律と医療裁判の現状について学ぶ。また医療行政の現状について学ぶ。臨床心理学については基本的な心理臨床や臨床心理学の実際、コミュニケーション技法について学ぶ。医療と社会としては災害医療、医療安全、喫煙行動について学ぶ。また、社会医学として社会的少数集団（発達障害や性的マイノリティー）や医療人類学を学ぶ。これらの講義を通して、行動科学の知見や我が国の医療制度を適切に活用し、社会および医療チームの一員として医師の役割を果たし、患者中心の医療を実践するために必要な知識を深める。そして、問題解決のためのコミュニケーション能力や患者の人権を尊重した臨床的態度に関する知識を獲得する。
実務経験を活かした授業	非該当

熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする(熊本大学医学部医学科教育成果および講義実習対応表参照)。
レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目3)、G. 地域医療と社会貢献 (項目3, 4)
レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目4, 5)、B. 基本的診断能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 4, 5)、F. 国際的視野 (項目2, 4)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 5, 6)

到達目標

さらに平成28年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「B-4 医療に関連のある社会科学領域」の学修目標、特に以下の目標が該当する。
医療人類学や医療社会学等の行動科学・社会科学の基本的な視点・方法・理論を概説できる。
病気・健康・医療・死をめぐる文化的な多様性を説明できる。
自分が所属する文化を相対化できる。
人々の暮らしの現場において病気・健康がどのようにとらえられているかを説明できる。
人の言動の意味をその人の人生史や社会関係の文脈の中で説明することができる。
文化・ジェンダーと医療の関係を考えることができる。
国際保健・医療協力の現場における文化的な摩擦について、文脈に応じた課題を設定して解決案を提案できる。
社会をシステムとして捉えることができる。

評価方法・基準

この講義では筆記試験を実施しない。学生の評価は出席を含めた学習態度と以下のレポート評価による。やむを得ない理由(傷病、事故、忌引など)なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。
評価方法
1. 各講義での小レポート(70%)
2. 講義期間を通じての総合レポート(レポート内容は講義で示す)(30%)
評価基準
レポートは内容の妥当性、著しい倫理的逸脱の有無、文章量などを観点として評価する。総括的評価として上記2項目合計が60%に満たないものは不可とする。
再試験は原則行わない。

履修条件

各回の授業内容と事前・事後学習

各回の授業内容と事前・事後学習

回	授業テーマ	内容概略
1 2019-04-08	月曜3限　災害医療、国際医療	岡村直樹先生(熊本赤十字病院・非常勤講師) 国際保健と災害医療
2 2019-04-15	月曜3限　臨床心理学(1)	松下正輝先生(臨床医学教育研究センター・特任助教) 臨床心理学について概説し、実践的な臨床心理学を理解するための基本的知識について授業を行う。

回	授業テーマ	内容概略
3 2019-04-22	月曜3限　臨床心理学(2)	岡崎光洋先生(くまもと心理カウンセリングセンター・非常勤講師) 医療における臨床心理学の実践(1)
4 2019-05-08	水曜1限　臨床心理学(3)	岡崎光洋先生(くまもと心理カウンセリングセンター・非常勤講師) 医療における臨床心理学の実践(2)
5 2019-05-13	月曜3限　医療安全	西谷陽子先生(法医学分野・教授) リスクマネージメントの基本
6 2019-05-15	水曜1限　男女共同参画	蓮沼直子先生(秋田大学 准教授・非常勤講師)、後藤理英子先生(地域医療支援センター・特任助教) 医師の男女比の変遷や男女共同参画の流れ等について学び、社会および医療従事者のワークライフバランスについて認識し、考察を行う。また、社会の多様性への理解を深め、将来の医師としてのプロフェッショナリズムを形成する一助とする。
7 2019-05-20	月曜3限　世界の水銀汚染と水俣条約	井芹道一先生(熊本日日新聞社 編集委員・非常勤講師) 水俣病の発生から半世紀以上が経過し、2013年10月、熊本市で国連の新環境条約「水銀に関する水俣条約」が採択された。いまなぜ水銀が地球環境問題化しているのか。その意義と水俣条約の中身を、国際取材の現場から解説する。
8 2019-05-22	水曜1限　医事法制	西谷陽子先生(法医学分野・教授) 医療安全を中心に講義を行う。

キーワード	行動科学、社会医学、医療倫理学、医療安全、ヘルスプロモーション、循環・共生社会、水俣病、医療政策、地域医療、臨床心理学、医療人類学、多様性
テキスト	特になし（各担当教官が独自に資料を作成する）
参考文献 文字列を選択して、右クリックすると図書の検索ができます	授業時に適宜紹介する。
オフィス・アワー	
担当教員への連絡方法	
担当教員からのメッセージ	社会の出来事に興味をもつこと。

TOP 熊本大学シラバスシステム English

科目名：公衆衛生学（H26以降入用）（日） / Public Health（英）

基本情報

科目ナンバー	MME2-360-81-0	開講年次	4年生
年度・学期	2019年 前期	曜日・時限	他
担当教員	加藤 貴彦, 魏長年, 増田翔太、 盧 渓、谷口純一, 大森久光, 古川昇	単位数	4単位
選択/必修	各学部・大学院の履修方法による	授業回数	47
時間割所属	医学部 (42)	時間割コード	36014

学修成果とその割合

1.豊かな教養	20 %
2.確かな専門性	20 %
3.創造的な知性	15 %
4.社会的な実践力	15 %
5.グローバルな視野	20 %
6.情報通信技術の活用力	5 %
7.汎用的な知力	5 %

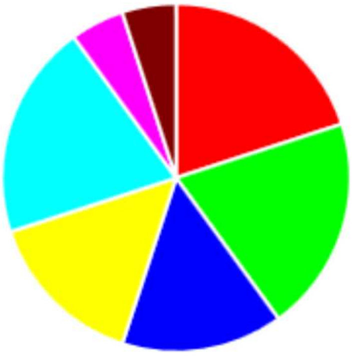

詳細情報

講義題目(テーマ)	公衆衛生学マインドの修得
使用言語	「日本語と英語によるミックス」授業 (日本語)
教科書・資料の言語	「日本語と英語を併用した」テキスト (日本語)
授業の形態	講義・演習
授業の方法	対面授業
授業の目的	21世紀のキーワードに高齢社会、情報社会、国際化があり、ヘルスプロモーションの理念と技術を基盤とする健康増進と疾病予防の新しい国際潮流がある。本科目ではこれらの時代的要請に応え、健康情報医学（疫学、生物統計学）、環境保健、産業保健、地域保健、感染症、国際保健医学、医療科学（保健・医療・福祉システム）に関する系統的な講義とともに、医学の社会的適用、医学と社会との関わりに関する理念、観察力、実践の手法を修得する。
授業の概要	個別学習目標SBO（Specific Behaviored Objective） 社会医学の分野として、下記項目に関して最新の情報も加味して講義を行う。
実務経験を活かした授業	該当 （谷口：地域医療実践活動に基づいた授業。吉田（学外非常勤講師）：シリア等の医師外交官としての経験に基づいた講義）
到達目標	**「熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする（熊本大学医学部医学科教育成果および講義実習対応表参照）。**

レベルB（模擬診療や研究体験で実践できる計画立案できる）：B. 基本的診療能力（項目4）、F. 国際的視野（項目2、3）、G. 地域医療と社会貢献（項目1）
レベルC（基盤となる技能・態度の修得）：A. 豊かな人間性（項目3）、E. 医科学研究（項目1、2、3、4、5）、F. 国際的視野（項目4）、G. 地域医療と社会貢献（項目2、3、4、5）
レベルD （基盤となる知識の修得）：A. 豊かな人間性（項目4）、B. 基本的診療能力（項目1、2、3、5、6、7、8、9、14）、F. 国際的視野（項目1）、G. 地域医療と社会貢献（項目6）

一般的学習目標GIO (General Instruction Objective)
①公衆衛生学マインドを身につける：公衆衛生学の特徴は、臨床家の「clinical minded」に対し「public health minded」であることである。すなわち臨床家が一人の患者をみて病気を診断し治療する「patient oriented」であるのに対し、公衆衛生では、患者個人を対象とするののみならず、患者を含めて人々の存在する社会集団そのものを視野にいれている「population oriented」であることに大きな特徴がある。「Population」とは、ある国全体、あるいは一定の地域の住民、産業職場で働く人々、学童など、特定の人間集団を対象にする。公衆衛生学では、患者の診断、治療行為にとどまらず、人々が日々充実して過ごすための身体的、精神的、社会的な健康基盤を確保することを目標にする。
②健康の概念の理解している ③日本の医療・保健・福祉制度の理解している ④疫学的手法を理解し、研究計画の立案ができる ⑤健康教育理論の理解と具体的な実践方法を身につける ⑥国際的視野を身につける ⑦環境問題（保健）についての現状と課題について理解している ⑧産業保健の現状と課題について理解し、予防・対策の考察ができる ⑨感染症の疫学的指標を理解、予防・対策について立案できる。⑩母子・小児・成人・老人保健といった、人のライフステージに応じた健康維持・予防方策について理解し、説明できる。

評価方法・基準

授業態度と学士筆記試験成績による。学士筆記試験の受験資格は医学部規則第11条2項による。学士筆記試験の評価基準は60点（60%）以上を合格とする。再試験は1回実施する。

履修条件

各回の授業内容と事前・事後学習

各回の授業内容と事前・事後学習

回	授業テーマ	内容概略
1 2019-04-09	健康・疾病・障害の概念と社会環境①：加藤	序論、公衆衛生・予防医学の概念
2 2019-04-09	健康・疾病・障害の概念と社会環境②：魏	序論、健康の概念・歴史
3 2019-04-16	疫学とその応用①：加藤	因果関係論、疫学の基本概念
4 2019-04-16	社会保障制度と医療経済①：加藤	医療制度、国民医療費等
5 2019-04-23	環境保健①：加藤	毒性学総論、環境による疾患（寒冷・高温など）
6 2019-04-23	保健・医療・福祉・介護のしくみ①：藤井	地域保健の実践の場としての保健所機能
7 2019-05-07	地域保健、地域医療①：魏	健康の概念、QOL、生活機能分類について
8 2019-05-07	環境保健②：Lu	環境保健総論、環境状態の把握・アセスメント
9 2019-05-14	疫学とその応用②：Lu	疫学研究に必要な研究デザイン
10 2019-05-14	成人保健（行動医学）：加藤	行動医学、人の行動原理

回	授業テーマ	内容概略
11 2019-05-21	疫学とその応用③:加藤	疫学研究に用いる指標、スクリーニング(感度・特異度)
12 2019-05-21	国際保健①:魏	国際保健活動の現状と課題、医療協力
13 2019-05-28	疫学とその応用④:増田	EBM、診療ガイドライン
14 2019-05-28	国際保健②:魏	国際保健・医療協力(WHO活動)①
15 2019-06-04	予防医学と健康保持増進①:魏	疾病予防、スクリーニング
16 2019-06-04	国際保健③:魏	国際保健・医療協力(WHO活動)②、ICF
17 2019-06-11	人口統計と保健統計①:増田	健康指標、人口構造、人口統計(動・静)
18 2019-06-11	人口統計と保健統計②:増田	死因統計、生命表、ICD10、疾病統計
19 2019-06-18	社会保障制度と医療経済②:増田	医療保険行政、災害医学
20 2019-06-18	国民栄養と食品保健:増田	食品衛生、食中毒、サーベイランス
21 2019-06-25	学校保健総論:高野	様々な学校保健活動・生徒のQOL評価
22 2019-06-25	予防医学と健康保持増進②:古川	メタボリックシンドローム・特定健診・特定保健指導
23 2019-06-25	産業保健①:大森	産業保健総論・実践的活動
24 2019-06-25	産業保健②:加藤	過重労働対策、産業ストレスとストレスコーピング
25 2019-06-26	産業保健③:加藤	作業病態に起因する障害、物理的環境、温度・湿度・騒音等
26 2019-06-26	産業保健④:加藤	労働安全衛生マネージメントシステム、労働災害、職業がん、有害化学物質
27 2019-06-27	母子保健・小児保健①:Lu	母子の健康、小児コホート研究
28 2019-06-27	母子保健・小児保健②:Lu	小児保健における予防接種の意義と内容、児童虐待、移行期医療の現状と課題
29 2019-06-27	精神保健福祉①:井形	精神保健と健康・ストレス対策
30 2019-06-27	精神保健福祉②:井形	自殺問題と自殺予防・ストレスコーピング
31 2019-06-28	地域保健、地域医療②:谷口	地域保健に関する制度、法律
32 2019-06-28	地域保健、地域医療③:谷口	医療計画、地域医療構想、地域包括ケアシステム
33 2019-06-28	地域保健、地域医療④:魏	農村保健の現状と課題

回	授業テーマ	内容概略
34 2019-06-28	高齢者保健:Lu	高齢者福祉と高齢者医療の特徴
35 2019-07-02	保健・医療・福祉・介護の仕組み②:谷口	大都会における保健活動と介護予防
36 2019-07-02	予防医学と健康維持増進③:谷口	ライフスタイルと健康保持増進、ライフスタイルのアセスメント
37 2019-07-02	予防医学と健康維持増進④:大森	予防医学と健康増進, 生活習慣病とリスク要因
38 2019-07-02	トピック① 健康診断の実際:三原	健康診断(がん検診)の実際
39 2019-07-03	保健・医療・福祉・介護の仕組み③:増田	医療従事者の資格免許、業務範囲、職域間連携
40 2019-07-03	感染症対策:増田	感染症の疫学と予防対策、感染症法、検疫法、医療機関における感染症・事故対策
41 2019-07-04	トピック② こうのとりのゆりかご:蓮田	こうのとりのゆりかごをめぐる現状と課題
42 2019-07-04	トピック③ 統計学:Lu	基本保健統計学、サンプル数
43 2019-07-04	トピック④ 国際保健の現状と課題:吉田	感染症、国際保健に関する現状
44 2019-07-05	予防医学と健康維持増進⑤:都竹	身体活動が生活習慣病, 老年病の発生予防に及ぼす影響
45 2019-07-05	トピック⑤ JICAプログラムの紹介:魏	タイにおける知的障がい児支援人材育成プロジェクト
46 2019-07-05	トピック⑥ 最新のがんの疫学と予防:岩崎	最新のがん疫学とがん予防
47 2019-07-05	トピック⑦ 放射線衛生学:欅田	放射線衛生学の総論・各論、事故事例紹介

キーワード
公衆衛生、社会医学、予防医学、疫学、産業医学

テキスト
特にない(各担当教官がプリント資料を作成する)
推薦図書:NEW予防医学・公衆衛生　シンプル衛生公衆衛生学

参考文献
文字列を選択して、右クリックすると図書の検索ができます

1)シンプル衛生公衆衛生学、南江堂
2)NEW予防医学・公衆衛生学、南江堂
3)厚生の指標(臨時増刊)国民衛生の動向:厚生統計協会、東京
4)医学的研究のデザイン、研究の質を高める疫学的アプローチ　第2版　メディカル・サイエンス・インターナショナル

オフィス・アワー

担当教員への連絡方法

担当教員からのメッセージ
将来第一線で働く臨床医としても、公衆衛生、予防医学、産業医学などの社会医学の知識の修得および疫学的手法の修得の重要性を認識して講義に臨んでほしい。実習については、希望者で行う予定がある。ただし、実習先の協力のもとに行われるため、都合により夏期休暇中に行われることがある。相手あっての実習であることを予め認識しておいておくこと。

TOP

熊本大学シラバスシステム

English

科目名：特別臨床実習（H26以降入用）(日) / Special Clinical Practice (英)

基本情報

科目ナンバー	MME4-830-62-0	開講年次	6年生
年度・学期	2019年 通年	曜日・時限	他
担当教員	臨床担当教務委員, 西谷 陽子, 古川 昇, 谷口 純一	単位数	38単位
選択/必修	各学部・大学院の履修方法による	授業回数	2
時間割所属	医学部（42）	時間割コード	46081

学修成果とその割合

1.豊かな教養	0 %
2.確かな専門性	40 %
3.創造的な知性	30 %
4.社会的な実践力	10 %
5.グローバルな視野	5 %
6.情報通信技術の活用力	5 %
7.汎用的な知力	10 %

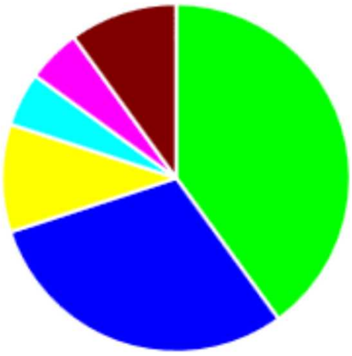

詳細情報

講義題目(テーマ)	
使用言語	「日本語」による授業
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト
授業の形態	実技
授業の方法	特別臨床実習（クリニカルクラークシップ、クリニカルインターンシップ）
授業の目的	診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら医師として最低限必要な医学知識、臨床推論、臨床判断・技能・態度などの能力を以下の4項目を行うことを通して身につけることを目標とする。(1) 臨床推論に基づいた情報収集(医療面接、身体診察、基本的臨床手技、連絡・報告)。(2) 診療計画の立案(基礎的な医学的知識の獲得の機会を提供する、教科書文献的知識と検索技法、症例提示と検討会、診療録記載)。(3) 治療計画の実施(基本的治療手技、他医療職や患者への伝達、文書作成、連絡・報告)。(4) 診療・学習行動の基盤となる倫理・態度(医師のプロフェッショナリズム:患者や患者家族および他の医療職への接し方、自己の職業的能力とその限界に即した行動、助力と助言の受け入れ、自己学習への意欲　など)。
授業の概要	クリニカルクラークシップ 5年次から6年次にかけて、1ターム3週間、合計13ターム、39週間。学生を13グループに分け、必修（産科婦人科、小児科、神経精神医学、地域医療）、選択必修（内科系、感覚運動系、外科系、総合系）、選択（学生の希望をもとに配属、5ターム）を周る。6年次は第11タームから第13タームまで。 クリニカルインターンシップ 6年次、1ターム3週間、合計2ターム、6週間。各診療科に配属され、診療参加型の臨床実習を行う。配属診療科は学生の希望をもとに調整する。

	実習の詳細は「特別臨床実習の手引き」を参照すること。
実務経験を活かした授業	該当 (実臨床を実施している教員の指導の下、学生は診療チームに参加し、その一員として業務を担当しながら実務を学ぶ。)
到達目標	熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする(熊本大学医学部医学科教育成果および講義実習対応表参照)。 レベルA(診療や研究の現場で実践できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 5)、F. 国際的視野 (項目1, 2, 3, 4)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6)
評価方法・基準	本実習の評価は、実習中の態度、実習の達成度についてのものとなる。実習にやむを得ない理由(傷病・事故・忌引など)なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 指導教員(あるいは指導医)による観察評価を各診療科で行い、集計する。観察評価は熊本大学医学部医学科教育成果の獲得について評価し、合計60%以上を合格とする。また、統合卒業試験も本実習の評価対象とし、正答率65%以上を合格とする。なお統合卒業試験は1回のみ再試験を行う。再試験は正答率70%以上で合格とする。 実習観察評価および統合卒業試験ともに合格基準を満たすことが必要である。
履修条件	
各回の授業内容と事前・事後学習	各回の授業内容と事前・事後学習（下表）

各回の授業内容と事前・事後学習

回	授業テーマ	内容概略
1	クリニカルクラークシップ	5年次から6年次にかけて、1ターム3週間、合計13ターム、39週間。学生を13グループに分け、必修(産科婦人科、小児科、神経精神医学、地域医療)、選択必修(内科系、感覚運動系、外科系、総合系)、選択(学生の希望をもとに配属、5ターム)を周る。診療チームの一員として，病棟，外来，検査室，手術室等での患者診療に参加する。実習内容は各実習先から提示される。
2	クリニカルインターンシップ	6年次、1ターム3週間、合計2ターム、6週間。各診療科に配属され、診療参加型の臨床実習を行い卒後の臨床研修への橋渡しとする。配属診療科は学生の希望をもとに調整する。

キーワード	診療参加型臨床実習、問題解決能力，プライマリ・ケア
テキスト	なし
参考文献	なし
文字列を選択して、右クリックすると図書の検索ができます	
オフィス・アワー	

担当教員への連絡方法	
担当教員からのメッセージ	1. 臨床実習にともなう事故等をカバーする保険(熊本大学医学生総合保障制度等)に加入することを薦める。 2. 臨床実習前に学生定期健康診断および抗体検査等を必ず受けておくこと。

医政第４１９号
令和元年（２０１９年）９月６日

厚生労働省医政局長　様

熊本県健康福祉部長

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和元年９月２日付け元文科高第 391 号、医政医発 0902 第３号に基づき、下記のとおり、令和２年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

今後、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に位置付けるための必要な手続きを行います。

記

１　増員数

５名

・熊本大学医学部における地域枠：５名

２　計画

今回の地域枠増員について、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に盛り込む。

【問合せ先】
健康局医療政策課企画・医師確保班
担当　塘添、東
電話　096-333-2204
E-mail tomozoe-k@pref.kumamoto.lg.jp

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　　員　　名　　簿

学　長　の　氏　名　等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現　職 （就任年月）
－	学長	ﾊﾗﾀﾞ　ｼﾝｼﾞ 原田　信志 ＜平成27年４月＞		医学博士		熊本大学　学長 （平成27.4～令和3.3）

（注）　高等専門学校にあっては校長について記入すること。